

行政常任委員会

令和 2 年 9 月 1 6 日（水）

午前 9 時 5 9 分 開 会

○南委員長 おはようございます。連日お疲れのところを、今日もお願いいたします。

今日は、税務課、市民サービス、福祉保健課の三つの課を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

税務課長、あの説明だけでもどれくらい時間かかる。

（発言する者あり）

○南委員長 トータル 4 0 分ですね。はい。はい。

それでは、早速ですけれども、付託議案 5 8 号の説明を求めます。

高村委員さんは欠席でございます。

○仲税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

マスクを外して説明させていただきます。

それでは、議案第 5 8 号、令和元年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち税務課所管部分について、令和元年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算書等に基づき御説明させていただきます。

決算についての詳細説明に入る前に、税務課の事務事業の概要を簡潔に説明させていただきます。

御存じのとおり、税務課の主要業務は市税の賦課及び徴収業務であります。まず、賦課業務につきましては、現在、課税係として、課長補佐兼係長以下、正規職員 8 名、会計年度任用職員 1 名が任に当たっております。

近年、国は、頻繁に発生する自然災害とか環境問題、少子高齢化の進行等への対応による制度改正を行っており、所得計算や控除額など、税額に直接影響のある法改正が頻繁に行われております。そのため、賦課業務は年々複雑化しておりますが、適正かつ適法な賦課を正確に行うため、また、あわせて、納税者への説明責任を十分に果たすために、常に職員個々の法的知識習得など、実務能力の向上を心がけながら業務に当たっております。

次に、徴収業務につきましては、税負担の公平性の確保を最優先課題として、収納率の維持向上を第一の目標に業務を行っております。現在、収納係として、主幹

兼係長以下5名の正規職員、2名の会計年度任用職員が徴収業務に当たっており、滞納整理においては、三重地方税管理回収機構の積極的な活用に加え、自庁での差押えについても粛々と取り組んでおるところでございます。

それでは、税務課に係る決算について御説明いたします。

まず、一般会計歳入であります。

決算書の16、17ページを御覧ください。

1款市税ですが、予算現額19億7,577万3,000円に対して、調定額21億1,546万7,886円、収入済額20億2,029万7,567円であります。不納欠損額は575万1,788円、収入未済額は8,941万8,531円であります。

委員会資料の13ページのほうを御覧ください。

令和元年度市税の不納欠損額調書であります。

これは税目ごとの不納欠損について、地方税法の規定による理由別に取りまとめた表であります。

右下の合計の欄を御覧ください。

令和元年度は、116件、44名分、575万1,788円の欠損を行いました。ちなみに、前年度、平成30年度の不納欠損額は約66万円でありましたので、令和元年度の不納欠損額は、前年度と比べて約509万円ほど増加いたしました。この増加の要因についてであります。この表を御覧いただきますと、令和元年度の不納欠損分の根拠について、5種類の事由を挙げてございます。

まず、表の左側から一つ目の欄の①時効完成によるもの、②、二つ目には滞納処分の執行停止後3年を経過したもの。滞納処分の執行停止とは、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなど、一定の要件を満たすときには滞納処分の執行停止をするとされております。また、その後、3年経過してその状況が改善しないと判断される場合には、不納欠損事由とさせていただいております。③、三つ目の解散法人における滞納処分の執行停止案件で、かつ、その時点で今後の納付の改善の見込みがないような案件であります。四つ目、④としましては、生活保護受給開始により滞納処分の執行停止をいたしますけれども、保護が継続したことにより執行停止が3年経過したものについても不納欠損の事由となります。五つ目の⑤は、本人死亡後に相続放棄等で相続人が不在となり、回収が不可能となったケースであります。

どうしても個々の滞納案件ごとに、その金額を含めて、それぞれ内容が異なりま

して、不納欠損処分額も年度によって均一とはなりません。このように差が生じてしまいますことを御理解いただきたいなと思います。

次に、委員会資料1ページへお戻りください。

通知します。

この資料は、令和元年度市税の決算概要として、市税の調定額、収入済額など前年度比較を中心に取りまとめた資料であります。

まず、表1の調定額を御覧ください。

御覧のとおり、令和元年度の調定額は、前年度と比べ、軽自動車税とたばこ税以外、全て減額となりました。

合計欄を御覧ください。

令和元年度の市税合計調定額は、平成30年度と比較して1億5,422万4,024円、6.8%の減少となりました。

次に、表の2、収入済額のほうを御覧ください。

こちらにも合計欄を見ていただきますと、平成30年度市税収入済額は、前年度に比べ1億6,105万3,880円、7.4%減少いたしました。

次に、表の3、収納率のほうを御覧ください。

残念ながら市税のうち収納率100%の市たばこ税以外、全ての税において前年度より収納率が若干低下しております。

合計の欄を御覧ください。

令和元年度市税の収納率は95.5%で、前年度が96.1%と比較しますと、0.6ポイント減少いたしました。要因といたしましては、大規模事業者の撤退による固定資産税の減少による影響が一番大きいものと考えております。

それでは、市税の収納状況及び収納率関連について、詳細を担当の主幹兼係長の民部より御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○民部税務課主幹兼係長 マスクを外して説明させていただきます。

委員会資料の11ページを御覧ください。

これは令和元年度の本市の差押えの実績であります。

上から4段目の計の欄を御覧ください。

御覧のとおり、預金等の差押えを125件執行、598万1,331円取立てしております。

次に、委員会資料の12ページを御覧ください。

上段の表とその下の折れ線グラフは、過去からの市税の収納率の推移を表してお

ります。令和元年度決算での市税の収納率は95.5%でありました。表のとおり、市税収納率は、平成25年度の92.7%から大幅な改善となっておりますが、昨年度と比べて0.6ポイントの減少につきましては、先ほど課長より説明しましたとおり、確実に収納できていた固定資産税の大口の一部が減少したことが主な要因であると考えております。

しかしながら、本市において、収納率向上のため滞納整理に積極的に取り組み始めた平成16年度の収納率82.4%と比較いたしますと13.1ポイント大幅に向上しており、収納率改善のため、納税相談の強化、回収機構の活用や自庁による差押え実施など、滞納整理の強化に取り組んできた結果であります。

なお、差押えにつきましては、住民の方たちの財産に直接関与する業務であることから、実施に当たっては細心の注意を払い、行っております。

次に、その下の表と棒グラフを御覧ください。

こちらは、市税の収入未済額の推移を表しております。収入未済額とは、決算において徴収できず翌年に繰り越された額、市税の滞納繰越額であります。滞納整理が進捗すればするほど、この金額は少なくなります。

本市の市税の収入未済額は、令和元年度決算では8,941万8,531円となり、平成25年度の1億6,254万9,455円から大幅に縮減されております。また、平成16年度の収入未済額は5億1,316万7,519円でありましたので、これと比較いたしますと、金額にしまして約4億2,374万円の減少、率では約82.5%の減少、約6分の1弱まで圧縮された形となっております。

一番下の市税収入未済額の棒グラフを御覧ください。

グラフのとおり、収入未済額は平成27年度から平成29年度まで減少しておりましたが、平成29年度から平成30年度にかけては約950万円増加となり、今年度はさらに約173万5,000円増加しております。結果的に、市税収納率が0.6%減少しております。

本市といたしましては、滞納整理について相当程度進捗しているものの、今後、コロナウイルスの影響や高齢化の進行等により地域経済のさらなる悪化が見込まれることから、引き続き収入未済額の上昇傾向が継続し、市税収納率の大幅な上昇につきましては、さらに見込みにくい状況になることが予想できるのではないかと考えております。

平成30年から令和元年度、未済額増加の要因としましては、主なものとしまして、令和元年度末に修正申告による高額課税に伴う未収金が発生したことによるも

のであります。収入未済額につきましては、徴収困難案件の割合が高くなっていることから増加傾向であります。これまでどおり高額滞納者への滞納処分や、滞納処分前の差押え事前通知送付に伴う納税折衝による自主納付の増加と粛々と滞納整理を進めたことにより、その年の滞納案件の内容にもより結果は違ってくるころではあります。令和元年度においては平成29年から平成30年度にかけての約950万円の増加から、今回決算約170万円の増加にとどまったところでありま

す。

市税の収納率についての説明は以上です。

○仲税務課長　それでは、委員会資料の1ページのほうへお戻りください。

下段の市税決算状況の本文を御覧ください。

令和元年度の市税調定額は、前年度と比較して、軽自動車税、市たばこ税以外、全て減少いたしました。各税目の増減理由については記載のとおりであります。特に固定資産税で約1億786万円、市民税で約4,900万円と大幅に減少し、市税全体の調定額の減少額は約1億5,422万円、増減率はマイナス6.8%となりました。

市民税においては、平成30年度に譲渡所得の増加による増額というのがありましたけれども、平成元年はその影響が減少したことが大幅減少の要因であると考えます。

固定資産税、都市計画税については、大規模事業者の撤退による償却資産の減少、地価の下落等を反映し、評価額が減少したためです。

軽自動車税は、平成28年度の税額改正により、重課税と新規取得課税の増額がありました。

市たばこ税につきましては、売上本数の減少はあったものの、たばこ税率の段階的な引上げが調定額の引上げにつながっております。

次に、委員会資料の2ページを御覧ください。

表4、市税収入済額及び構成比を御覧ください。

市税のうち最も構成比率の高いものは市民税で43.2%、次に固定資産税で40.1%となっております。これら二つの税に都市計画税も合わせますと、市税全体の約9割、89.5%を占めております。この構成比の傾向は、従前よりほぼ同様の比率であります。市税の中でも固定資産税、市民税の比率が非常に高く、今後の税収はこの二つの税目の増減に大きく左右されることとなります。

次に、資料3ページを御覧ください。

表 5、市税収入済額の推移を御覧ください。

これは、過去 5 年間の市税収入済額の推移を表にしたものであります。税目別に各年度の収入済額と前年比を記載しております。表の一番右には、参考に令和元年度収入済額と 5 年前の平成 26 年度収入済額との比較を記載しております。

下のグラフを御覧ください。

御覧のとおり、市税収入は平成 30 年度までは徐々に減少し、令和元年度においてはやや大幅に減少しております。平成 28 年度には、一時的に市税収入が前年度を上回ることもありましたが、5 年前の平成 26 年度と令和元年度との比較では約 2 億 7,700 万円、率にして約 12% 減少しております。

次に、資料 4 ページを御覧ください。

こちらは、過去 5 年間の市税収入金額の税目別の推移をグラフと表にしたものであります。グラフの表示単位が大きいため変動が見づらいところではありますけれども、平成 30 年度、令和元年度の固定資産税の落ち込みが最も大きく、平成 30 年度には市民税と構成比の順位が入れ替わり、さらに、令和元年度においてその差が大きくなっております。

資料の 5 ページを御覧ください。

これは、より詳細な市税の令和元年度の収納実績表であります。こちらの資料は後ほど御参照いただければ幸いです。

次に、決算書 16、17 ページへお戻りください。

こちらのほうは科目別のさらに詳細な市税の決算内容であります。先ほど主要説明と重複いたしますので、説明は割愛させてもらってよろしいでしょうか。

○南委員長 はい。

○仲税務課長 そうしたら、続きまして、今度は決算書 18 ページを御覧ください。

決算書 18 ページから 27 ページにつきましては、税目ごとの納税義務者数などについて参考に掲載しております。こちらも後ほど御参照をお願いいたします。

それでは、引き続き、税務課に係る歳入のうち主なものの説明に入りたいと思います。

決算書の 38、39 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料、収入済額 767 万 7,800 円のうち税務課に係る分といたしましては、備考欄上から 5 段目記載の税務証明手数料 70 万 70 円であります。

決算書の58、59ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金のうち税務課に係る分は2節徴税費委託金で、予算現額2,466万8,000円に対して、調定額及び収入済額は同額の2,535万2,332円であります。この交付金は、県民税の徴収取扱経費に係る県からの交付金であります。

決算書の68、69ページを御覧ください。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金は、予算現額387万円に対し、調定額及び収入済額は同額の446万3,483円であります。これは市税の延滞金であります。

税務課に係る主な歳入の説明は以上であります。

続きまして、歳出の説明に入りたいと思います。

決算書132、133ページの下段を御覧ください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費につきましては、予算現額1億583万円に対して、支出済額が1億323万9,020円、不用額259万980円あります。この予算科目は市税の賦課業務に係る事務的経費であります。内訳は課長補佐兼係長の古戸から説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○古戸税務課長補佐兼係長　それでは、マスクを外して説明させていただきます。

それでは、内容を申し上げます。

2節給料から4節共済費の人件費につきましては割愛させていただき、主なもののみ簡潔に説明いたします。

決算書134、135ページを御覧ください。

11節需用費の支出済額は245万2,010円で、内訳は、事務用消耗品費や納税通知書等に同封する市県民税特別徴収のしおりなどの印刷製本費であります。

次に、12節役務費の支出済額は215万1,823円で、主なものは、納税通知書等の発送に係る通信運搬費であります。

13節委託料の支出済額は1,437万5,592円で、市税の賦課業務関連の業務委託料であります。内容は備考欄に記載のとおり、現況地番図・家屋図移動修正等業務委託料など、六つの業務委託料を支出しております。今年度につきましては、令和3年度の評価替えに向けて令和2年1月1日現在の地価の状況を反映させるため土地鑑定評価業務を三重県土地鑑定士協会等に委託しておりますので、これが昨年度より増えた要因でございます。

また、不用額89万408円は、契約差金及び単価契約によるものについて、実

績が予定量を下回ったものであります。

続きまして、決算書 136、137 ページを御覧ください。

14 節使用料及び賃借料の支出済額は 285 万 419 円で、主なものは備考欄 3、4、5 段に記載の地方税電子申告システム等 A S P サービス使用料の 270 万 8,868 円であります。

次に、18 節備品購入費、支出済額 75 万 6,000 円は、庁内地図システム W e b - G I S 用サーバー機器の購入費であります。

19 節負担金、補助及び交付金の支出済額は 60 万 3,682 円で、市税の賦課業務に関連して必要な各種協議会の会費等であります。内容は備考欄に記載のとおり、三重県軽自動車税等事務共同処理協議会分担金ほか、次ページ、139 ページにわたる七つの負担金を支出しております。

引き続き、138、139 ページを御覧ください。

23 節償還金、利子及び割引料の支出済額は 665 万 6,943 円で、これは全て市税の過年度分還付及び還付加算金であります。また、不用額 134 万 3,057 円については、予算としましては過去の実績等を基に年間 800 万円を見込んでおりましたが、実際の還付金額がその見込みを大きく下回ったため不用となったものであります。還付金額の見込みにつきましては、景気動向に左右されるなど性質上正確な見込みを立てにくいところがあるため、ある程度の余裕を持って予算を立てさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

税務総務費の説明は以上であります。

○仲税務課長　　続きまして、2 目賦課徴収費であります。

賦課徴収費は、予算現額 1,152 万 9,000 円に対し、支出済額が 1,045 万 5,488 円で、不用額 107 万 3,512 円であります。この予算科目は、市税の徴収業務に係る事務経費であります。内訳につきましては、主幹兼収納係長の民部より説明させていただきます。

○民部税務課主幹兼係長　　それでは、賦課徴収費の内訳について説明申し上げます。

まず、1 節報酬の支出済額 1 万 3,200 円は、昨年 9 月 4 日に開催されました固定資産評価審査委員会の委員 2 名に対する報酬であります。

次の 4 節共済費と 7 節賃金につきましては、総務課説明分でありますので割愛させていただきます。

次の 9 節旅費につきましては、預金差押え現地調査、市外徴収時の普通旅費に必

要なものとして4万1,000円の予算を計上しておりましたが、令和元年度におきましては、公用車利用の県内出張を実施したため予算の支出を伴うものがございませんでした。

1 1 節需用費の支出済額が118万484円で、内訳の主なものといたしましては、督促状兼納付書等の印刷製本費であります。

1 2 節役務費の支出済額が183万2,032円で、主なものは、督促状等の送付に係る通信運搬費であります。

1 3 節委託料、支出済額199万8,000円につきましては、地方税法の改正に伴う総合住民情報システム改修業務委託料であります。

1 4 節使用料及び賃借料の支出済額が10万8,000円で、市税納税相談員1名分の車借上料であります。

1 4 0、1 4 1 ページを御覧ください。

1 9 節負担金、補助及び交付金の支出済額が250万9,000円で、主なものは、備考欄の三重地方税管理回収機構負担金の247万9,000円であります。

ここで、三重地方税管理回収機構の収納実績について補足説明させていただきます。

委員会資料の10ページを御覧ください。

これは、三重地方税管理回収機構の実績の表であります。平成27年度の徴収額が高くなっておりますが、これは特段の理由があるわけではなく、移管案件の内容が千差万別であるため年度により数字のばらつきがあるためであります。移管する案件につきましては、十分な精査をして回収機構において徹底した徴収を行ってもらっております。

下段の棒グラフは納付金額の推移です。三重地方税管理回収機構は処理困難案件の徴収はもちろん、移管予告による滞納抑止効果に役立っております。また、職員派遣に伴う税務課全体のスキルアップにもつながっており、引き続き回収機構を活用してまいりたいと考えております。

賦課徴収費の説明は以上であります。

○仲税務課長 税務課に係る歳出の説明は以上ありますが、続きまして、財産調書の税務課該当分について御説明させていただきます。

決算書の422、423ページを御覧ください。

下段の表、3の債権を御覧ください。

表の2段目、市民税特別徴収翌年度徴収金につきましては、前年度末現在高8,

672万4,200円、決算年度中増減額マイナス199万3,000円、決算年度末現在高8,473万1,200円であります。

市民税特別徴収翌年度徴収金につきましては、市県民税の給与特別徴収の納期については当該年度の6月から翌年度の5月までということで12回納期であります。自治体の会計年度区分の関係から、翌年度の4月、5月分については翌年度の歳入として区分されるため、決算書財産調書においてはその分を債権として表示するものであります。

一般会計歳入歳出決算の税務課所管部分の説明は以上となります。よろしく御審議いただき、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

税務課の歳入歳出の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○濱中委員 資料のほうでお尋ねします。

今通知いたしました資料の一番下の表で、収入未済額の減少を示していただきまして、すごく御努力いただいたということやと思うんですけども、4億幾らの収入未済の減少がある中で、不納欠損で落とした分というのがトータルで幾らかというのが分かれば教えていただきたいんですけど。

○民部税務課主幹兼係長 不納欠損額であります。決算の令和元年度分に関しましては、市税等で合計で575万1,791円であります。

○濱中委員 それはその次の表で分かっておるんやけれども、4億幾ら減ったというのは、平成25年から今年までの決算までの分で4億幾ら下がっておるわけですから、それが全部回収できたものなのか、4億幾らのうち不納欠損で落ちた分があるのなら聞きたいと思ひまして、その分なんです。

○民部税務課主幹兼係長 その件の資料を今持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○南委員長 用意できますか。

○民部税務課主幹兼係長 用意します。

○南委員長 終わってからで結構でございますので、お願いします。

他にございませんか。

○三鬼（和）委員 質問じゃないんですけど、先ほど資料のページ12のところですけど、収納率について、大口の税が減ったので収納率も下がった、収納額は下がったけど収納率は下がったわけじゃない、直接比例はしないので。間違った説明

をしておったように思うたので、訂正しておくほうがええと思いますわ。

○仲税務課長 大口固定資産税が減少したということで……。

○三鬼（和）委員 パイがなくなる。

○仲税務課長 100%頂ける税金のパイが減ったので、その分で市税がどうしてもその分縮小してしまったと。

○三鬼（和）委員 収納率が下がった全体の原因を大口の対象者というか、対象額がなくなったようなのに受け止められたので、若干は大きくは100%収納していただいたところが減ったので全体の収納率もコンマかは下がるとは思いますが、説明は違ったんじゃないか。額は当然下がったとは思いますが。

○南委員長 よろしいですか。

○楠委員 今の12ページで同様なんですけど、収納率は県内の平均ってどのぐらいなんですかね。

○南委員長 税務課、つかんでいないの。

○仲税務課長 数字はつかんでおるんですけど、今手元のほうには持っておりませんが、県下の尾鷲市の収納率の順位としては同じでありました。

○南委員長 何位なの。

○仲税務課長 7位でございました。

○楠委員 じゃ、後で結構なので、平均値を提示してください。

○奥田委員 同じところですけども、12ページの分、収納率が前年よりも0.6%下がったと、95.5で、前年が96.1。収入未済額が先ほど説明を聞いていると、コロナの影響とかいろいろある中でこれにとどまって、このぐらいでよかったんだという。収入未済額は増えておるんですけど、過去の平成16年とか平成25年と比較して、いいですよみたいな言い方をしておるけど、でも、実際に増えておるんですから、説明の仕方がどうかなと僕は思って聞いていたんですけど。

これはどういうことなんですか。やっぱりこれは仕方ないという見方なんですか。コロナの影響って、コロナといたって、2月とか、後半、3月は影響があったか。そんなにむちゃくちゃな影響ってないんでしょう。それは全てコロナの影響なんですか。

○仲税務課長 説明が不十分で申し訳なかったんですけども、要因をいろいろ考えておるんですけども、特に令和元年度末の修正申告において、高額課税に伴う未収金が一旦発生した、これで未済額が増えたという部分があり、なおかつ、先ほど申しあげました大口固定資産税の分のパイが減ったという、ダブルの要因が一

番主なのかなというふうに思っております。

- 奥田委員　　それでね、今後はコロナの影響も出てくるんですよね、さっきのお話を聞いていると。その辺のところというのは、財政課とは話はできておるんですか。財政見込みを今、財政のほうは出していますけど、綿密に話はされていますか。
- 仲税務課長　　今のところ、徴収猶予とか各種減免、その件数、金額ともにそれほどではないんですが、ただ、今後、外出自粛の関係とかで、そういった関連の例えば法人市民税の修正申告とか、そういったもので大きな減額が生じる場合があると思いますので、その場合にはしっかりと財政のほうとも相談しながら、当然国からの補填等もありますけれども、例えば交付金であるならば後になってしまうと。年度で考えると、その年度では補填し切れないという部分もありますので、しっかりと財政とは調整していきたいなと思います。
- 奥田委員　　分かりました。よく調整してください、その辺ね。税務課がそういう意識を持っているなら、やっぱり財政のほうにきちっと言って調整しておかないと。

資料の4ページのところ、固定資産税が平成30年度に比べて1億以上減っていると、9億1,000万あったのが8億。さっきの話だと大口のものが減っているということで、大口のところが減ったから入ってくる税額は減るけれども、収納率は関係ないでしょう、それほど関係あるの。収納率は影響ないでしょう。

説明を聞いていると、あれっ、あれっさっきから思うんですけども、収納率とは関係ないんですよね。調定額は減るかもしれんけど、それに対する、入ってくると分かっているものに対しての収納率じゃないですか。大口が減ったから収納率も下がるんですよなんて、どういう意味なんですか。その辺、意味が分からないもんで。

- 仲税務課長　　昨年度と比較という部分を重きを置きまして、仮に昨年度も同じ償却資産で固定資産税がなければそれほど収納率としては、それで考えた場合はそれほど差がないという気持ちがございます、そういう意味で、パイが減ったことによって率がどうしても上がってしまったというような言い方をしてしまいました。申し訳ありません。
- 濱中委員　　次の13ページなんですけれども、不納欠損額の調書に関して、滞納整理分の有無が書かれているんですけども、ないものに対してはどういうふうにして滞納整理をやられているんですか。それか、今から作られるのか、どうなんですか。

○民部税務課主幹兼係長 即時欠損のことでしょうか。

○南委員長 不納欠損。

もう一度お願いします、濱中委員。

○濱中委員 13ページの表の中の一番右の欄に、滞納整理分の有無というところがないものがありますよね。例えば都市計画税であったりとか、あと、固定資産税の現年度分とかというふうに滞納整理分の有無ということに関して、整理簿がなくてこういった処理をしていくのにどうなのかなと思うんですけど、これはなくてよいものなんですか。

○仲税務課長 内訳のほうを御覧いただきますと、法人の解散であるとか死亡ということで、それイコールがすなわち欠損処分の理由になるという部分で、滞納整理簿をその後作らないという部分でございます。

○濱中委員 不納欠損をした分についてのことであって、現在、不納欠損じゃなくて滞納の収納をお願いしておる部分とか、そういった部分の滞納分に関しては存在するというふうに考えればいいですか。

○仲税務課長 当然、基本となる滞納簿は全ての未済というか、滞納整理該当部分について作成しております。

○南委員長 掲示の仕方が誤解を招くね。また次回から掲示方法は考えていただいたほうが。

(発言する者あり)

○南委員長 うん。説明でしっかりしてもらおうとか、お願いします。

○野田委員 13ページのところで、先ほどの説明で、欠損額がこう書いてあります、575万1,000円から前年度に比べ六十何がし、65万ぐらいなのかな、これを見ると増となったということなんですけれども、この項目、時効完成によるものとか区分があるんですが、どの部分が多くなったんですか、前年度に比べて。

○民部税務課主幹兼係長 不納欠損につきましては、野田委員さん言われたように、時効完成によるものと執行停止3年を経過したもの、即時欠損に当たるんですけど、去年と比較しますと、市民税滞納繰越分が昨年が5件でありましたが、今回は11件、そして、固定資産税が昨年が6件でありましたが、今回23件、都市計画税が昨年6件でありましたが、23件、そして、軽自動車税が昨年14件でありましたが、今回51件となっております。

○南委員長 よろしいですか、野田委員。

○野田委員 それと、もう一点は、本人死亡のところで、件数、市民税4件をは

じめ固定資産税19件の9名となっているんですけれども、これについては相続人等の徴収ということはどのようにやられているんですか、この分については。

○民部税務課主幹兼係長 即時欠損の分の本人死亡分につきましては、死亡が確認されましたら相続人を調べまして、相続人がいないことを確認された場合ですけど、徴収金を徴収できないことが明らかなきは即時欠損の条項に当てはめて不納欠損をさせてもろうています。

○野田委員 相続人がおらんというか、独居老人の方とかいろんな形で戸籍謄本なり戸籍抄本なりをずーっと調べながら遡っていくということはされているんですか、作業の中では。

○民部税務課主幹兼係長 言われるとおり、やらせてもろうています。

○野田委員 その中で、相続人不存在ということですか。理由等でよろしいんですか。

○民部税務課主幹兼係長 そうです。

○小川委員 時効の完成によるものという116万、資料の13ページなんですけれども、これ、時効の中断とかで延びるやつもあります。一番古いので何年のまであるんですか。地方税法で時効は5年ですよ。それ以降のがあると、一番古いのは何年ぐらいなんですか。

○民部税務課主幹兼係長 その件も今資料がありません。申し訳ないです。

○南委員長 小川委員、よろしいですか。

○野田委員 今回、決算において市税合計が20億2,000万という形になっているんですけれども、この間は財政の見通しの中で、令和2年度の市税は18億9,400万とかという数字が上がっておったんですよ。現課において見通しというのはいろいろ打合せの中で計上されると思うんですけれども、そこら辺の、これで見ると、令和2年度の予算はここまで落ちるのかなというような気はするんですが、そこら辺の見解はどうなんですか、課長。

○南委員長 税収入の今後の見込みだと思うんですけれども、もし分かっている範囲でお答えできたら。

○仲税務課長 今年は特にコロナのウイルスの影響があるのではないかとということで、次回の申告の際にはかなり影響が現れると見込んでおるわけなんですけど、いろいろ税収減の要因としましては、例えば徴収猶予による減収というのがありますが、これについては今のところ件数も少なく金額も大きくないということで、ただし、先ほど申しましたように、自粛の影響でそういった業種によっては法人市民

税、固定資産税などの大きな減収が生じてということが十分に予想されると。

もう一つ、法人市民税につきましては、中間申告、予定申告という制度があつて、影響の少ないうちに申告されておる会社もあるということで、ただし、コロナの影響で収益が予定を大きく下回った場合には確定申告の際、還付は多く発生するということが予想されます。これには加算金もつきますので、当然、市の持ち出しが逆に増加してしまうことが懸念しております。

そういったことで、税収減に関しましては国による補填ということもありますけれども、タイムラグがあつて年度単位で考えた場合には、どうしても確実に減収は免れないというふうに思っておりますが、規模については今のところ大変見込みが難しいと考えております。

○野田委員　　どうもありがとうございます。

○楠委員　　追加で申し訳ないんですけど、先ほど12ページの資料のほうで、収納率の関係で奥田委員もいろいろおっしゃって、それから、未済額の関係もあるんですけど、実質、その年その年によって機構なり徴収担当の方は大変苦勞して活動されていると思うんですけど、それらも比較して、言葉はきついですけど、取立てがどうしても滞ってしまうということも調書の中に入れてもらうと、比較的分かりやすいのかなというのが一つあります。

もう一点、先ほど表の中で、濱中委員が言っていた滞納整理簿の有無のあるなし、これについてもあるなしの内容はどうなんだということと、それから、あと、先ほど野田委員も言いましたけど、直ちに欠損処分しなきゃいけないこの欄のところの説明も、本来、委員会資料としてあると対応しやすいんじゃないかと思うので、後で提出するということがないように、早めに準備してもらって、そこを見てもらうということであれば、この表を見ても、ああ、こういうことだとすぐ分かるので、いかがでしょうか。

○南委員長　　税務課長、どうですか。ただいまの資料の件について、用意できますか。

○仲税務課長　　例えば滞納処分等については、例えば個別でいろんなケースがあつて、なかなか表現は難しい部分があるんですが、あと、個人情報とかそういった部分も入りますので、そういった部分を除いて何とか整理して……。

（「できますか」と呼ぶ者あり）

○仲税務課長　　できる範囲で……。

（発言する者あり）

○楠委員　　そこまで気を遣わなくていいんですよ。解散法人が何かとか、会社更生法の免責だとか、生活保護はこの対象になるんですよというのを書いてくれば、別にどこの誰なんて一つも私は聞いていないので、それは個人情報ですから。

(発言する者あり)

○楠委員　　そう。だから、箇条書でいいんですよ。

○仲税務課長　　作成して提出させていただきたいと思います。

○南委員長　　お願いします。

他にございませんか。

○三鬼(孝)委員　　資料13ページですけれども、固定資産税の解散法人2社あるんですけれども、解散された理由が分かればということと、200万強の金額、三重県回収機構はどのように対応されたんですか。

○民部税務課主幹兼係長　　この解散法人につきましては、登記上は廃業はしていませんんですけど、事実上、廃業、事業を行っていない会社もありまして、機構に送った案件もありますし、送っていない案件も存在します。

○南委員長　　何件分なの、これ。

○三鬼(孝)委員　　今の説明、よく分からん。もう一遍言うて。

○民部税務課主幹兼係長　　即時欠損の解散法人につきましては、事実上、登記上、解散というか廃業した件もありますけど、登記はそのまま残っておるんですけど、現状をしてみますと動いていないというか、そういう企業体もあります。

○三鬼(孝)委員　　法人登記は抹消されたということですね。

○民部税務課主幹兼係長　　そうです。

○三鬼(孝)委員　　三重回収機構の対応はどうやったん。

○民部税務課主幹兼係長　　回収機構に送らせてもらいまして、処理した分は処理して、公売をやってもらいました。それで、徴収はできております。

○三鬼(孝)委員　　分かりました。徴収した残りがこの金額ということですね。

それで、会社の固定資産の売却なんかというのはどうなっていますか。

○民部税務課主幹兼係長　　売却されまして、今、違う会社に売却済みであります。

○三鬼(孝)委員　　売却した金額は、この減収へ入って、残りがこの200万ということなんですか。

○民部税務課主幹兼係長　　そうです。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、税務課所管の審査を終わります。

ここで10分間休憩します。

(休憩　午前10時52分)

(再開　午前11時01分)

○南委員長　　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

市民サービス課の付託案件は、58、59、60と3本あるんですけど、まず、議案58号から、歳入歳出の説明を求めます。

○宇利市民サービス課長　　市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

マスクを外して失礼いたします。

それでは、議案第58号、令和元年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、市民サービス課に係る部分につきまして御説明申し上げます。

決算書の114ページ、115ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費につきましては、予算現額355万6,000円に対しまして、支出済額327万8,297円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額は27万7,703円でございます。主な支出内容といたしましては、11節需用費の支出済額112万3,000円のうち、カーブミラー等の修繕費が107万4,840円でございます。

次のページを御覧ください。

15節工事請負費の支出済額175万3,400円は、市内3か所の交通安全設備整備として、道路の白線等の設置でございます。交通安全対策費は、交通安全対策特別交付金198万5,000円を活用した交通安全設備の整備事業とともに、5回の交通安全教室の実施や11回の早朝街頭指導、4回のみるみるWeb参加など、交通安全啓発活動を実施いたしました。

続きまして、7目センター費でございます。予算現額1,138万4,000円に対しまして、支出済額が1,125万5,835円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が12万8,165円でございます。支出の内容は、各センターに係る事務的な消耗品、切手代、センター職員の車の借上料でございます。

次のページを御覧ください。

9目生活相談費でございます。予算現額86万3,000円に対しまして、支出済額が65万7,667円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が20万5,333円でございます。主な支出内容といたしましては、8節報償費の支出済額63万円は、

無料法律相談のための弁護士2名に対する報償費でございます。昨年度実施いたしました法律相談、司法書士相談、行政相談及び人権相談において、115名の方に御利用をいただきました。

次のページを御覧ください。

続きまして、11目人権啓発推進費でございます。予算現額が48万1,000円に対しまして、支出済額が46万9,161円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が1万1,839円でございます。人権委員による施設等への訪問など啓発活動を実施していただきました。

126ページ、127ページを御覧ください。

13目コミュニティーセンター費でございます。予算現額2,471万7,000円に対しまして、支出済額が2,247万5,935円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が224万1,065円でございます。不用額が224万1,065円となった理由といたしましては、九鬼地区の集落支援員の後任着任が本年4月となったことでございます。

各節の主な支出内容といたしましては、1節委員等報酬46万2,000円は、コミュニティーセンター運営委員報酬でございます。

8節報償費757万3,200円は、集落支援員3名に対する報償費が607万3,200円、コミュニティーセンターで実施しております講座の講師謝礼が150万円でございます。昨年度行いました講座は、回数としては850回、6,911名の方に御参加いただいております。

11節需用費690万2,924円の主なものは、各コミュニティーセンターの光熱水費522万1,300円でございます。

次のページを御覧ください。

12節役務費218万6,665円の主なものは、各コミュニティーセンターの浄化槽保守点検手数料161万5,080円でございます。

14節使用料及び賃借料185万4,172円の主なものは、三木浦漁村センター借上料100万円でございます。

18節備品購入費17万2,800円は、古江コミュニティーセンターのエアコン購入費でございます。

19節負担金、補助及び交付金282万4,474円の主なものは、次のページを御覧ください。

一般コミュニティー助成事業補助金240万円で、昨年度は大曾根地区が実施いた

しました和太鼓ほかコミュニティ活動備品の整備事業に対する補助でございます。

続きまして、14目諸費でございます。予算現額932万2,000円に対しまして、支出済額が878万8,025円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が53万3,975円でございます。不用額が53万3,975円となった主な理由といたしましては、需用費の修繕料の執行額が対前年度36万1,832円減少したことによるものでございます。主な支出内容といたしましては、11節需用費687万6,009円が市内各所の防犯灯の電気代等の光熱水費596万2,669円、防犯灯の修繕料44万6,980円でございます。

140ページ、141ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。予算現額4,535万6,000円に対しまして、支出済額が4,306万4,611円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が229万1,389円でございます。本事業においては戸籍住民基本台帳など住民情報を管理しているもので、出生、死亡、婚姻など、戸籍に関する届出約1,200件、転入転出など住民の移動に関する届出約1,300件を処理しており、各種証明書類を約2万2,000件発行するとともに、マイナンバーカードに係る交付事務640枚等を行っております。支出の主なものは、11節需用費96万3,409円は、不正防止用紙等の印刷製本費60万7,392円でございます。

次のページを御覧ください。

13節委託料421万9,670円は、戸籍システム保守業務委託料315万9,910円、印鑑証明書等の旧氏併記対応に係る総合住民情報システム改修業務委託料99万円でございます。

14節使用料及び賃借料114万1,262円は、住民基本台帳ネットワークに係る機器借上料98万9,496円等でございます。

19節負担金、補助及び交付金246万8,900円の主なものは、通知カード・個人番号カード関連事務費負担金244万9,000円でございます。

19節負担金、補助及び交付金の不用額216万7,100円のうち216万7,000円は、通知カード・個人番号関連事務費負担金に係るもので、この負担金の負担額の確定が3月であるため発生したものでございます。

170ページ、171ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費でございます。予算現額441万1,000円に対しまして、支出済額が438万4,492円、翌年度繰越額がゼロ

円、不用額が2万6,508円でございます。

支出の主なものは、次のページを御覧ください。13節委託料の総合住民情報システム改修業務委託料34万6,500円で、日本年金機構とのマイナンバーを活用した行政機関間の情報連携等の本格運用開始及び省令改正に係る免除申請等の様式変更に伴い、システムの改修を行ったものでございます。

176ページ、177ページを御覧ください。

9目後期高齢者医療費でございます。予算現額4億1,304万9,000円に対しまして、支出済額が4億1,304万8,037円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が963円でございます。このうち市民サービス課に係る分といたしましては、19節負担金、補助及び交付金283万9,000円で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金でございます。

216ページ、217ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、3目環境衛生費でございます。予算現額125万8,000円に対しまして、支出済額が86万5,137円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が39万2,863円でございます。支出の主なものといたしましては、13節委託料の畜犬登録等業務委託料66万3,850円で、巡回狂犬病予防接種が241頭、注射済票交付が373件でございます。

19節負担金、補助及び交付金は猫避妊手術費補助金14万4,000円で、雄14頭、雌33頭の避妊手術実施に対し補助を行いました。

続きまして、4目斎場管理費でございます。予算現額1,957万2,000円に対しまして、支出済額が1,919万2,800円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が37万9,200円でございます。支出の主なものは、13節委託料1,476万4,800円で、うち斎場指定管理料が1,443万円でございます。

15節工事請負費442万8,000円は、耐火物の積み替えなどの火葬炉補修工事442万8,000円でございます。

続きまして、5目墓地管理費でございます。予算現額125万3,000円に対しまして、支出済額が105万1,285円、翌年度繰越額がゼロ円、不用額が20万1,715円でございます。おおむね墓地管理に係る事務費となっており、主な支出内容といたしましては、次のページを御覧ください。13節委託料50万1,552円は、光ヶ丘墓地の清掃業務委託料でございます。

議案第58号の説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員　　まず、117ページのさっき説明がありました道路の白線なんですけれども、これのいろんところで多分白線は途切れてきておるとは思うんですけども、これを処理する優先順位というか、市のほうで見回りをして決めていくのか、要望順なのか、その辺りはどうでしょうか。

○宇利市民サービス課長　　毎年一定期間において交通安全対策協議会の方とともに翌年の優先順位を決めさせていただいた中で、交通安全対策特別交付金の範囲の中で実施していくという位置づけでやっております。

○濱中委員　　今年は、何メートルというのか、何か所というのか、この金額でどれぐらいができるんですか。

○山本市民サービス課係長　　昨年度は、矢浜地区、中村地区、中村地区、あと、中村地区の左折矢印ということで、4か所の設置工事を行っております。

○濱中委員　　ありがとうございます。

次に、217ページなんですけれども、斎場管理費の中で、工事をやったり点検をやったりしておるんですけども、以前に炉そのものの更新を考えなければならぬという辺りで、二、三年前か、視察もさせてもらっておるんですけども、昨年度においてはそういったことでいわゆる支障がなかったのかどうか、計画はちゃんと進んでいるのかどうかという辺りは。

○宇利市民サービス課長　　斎場の更新計画においては、何年か前から議員の皆様にも御指摘いただいている中で、どうやっていこうかという話を課内では詰めております。特に今年度においては、公共施設等総合管理計画の中の個別計画を立てる必要があるということで、今年度中に何かしかなりの方向性はどうしても示さざるを得ないんじゃないかなというふうに考えておりますので、今それをどういう形が一番ベストなのか、できる方法と経費の中で次の方針、何年になるかというのも含めて、計画を立てていくことを実施中でございます。

○濱中委員　　斎場も本当に1日も止めることが難しい施設かと思っておりますので、本当に駄目になってからでは難しいものやと思うので、計画が出来次第また確認をしてもらおうよう、委員長のほうからも強くお願いしておきたいと思っております。

あと、最後にもう一点、127ページ、集落支援員の辺りをお聞きしたいんですけども、以前に福祉課と合同の説明会やったのか、福祉課の説明会やったのか、記憶が定かではないんですけども、福祉課のほうである介護が総合事業として移行した中に集落支援員を生かしていくんやという辺りの説明をいただいたんですね。

平成31年ぐらいの資料が、それが手元にあるんですけども、集落支援員のイメージとして、まちを支えていくためのコーディネーターとしての役割という辺りがあったと思うんですけども、現在、動いていただいております集落支援員の方々の下で実働として動けるような、そういった仕組みをつくられていっておるかと思うんですけども、昨年度において進捗具合を説明いただければと思うんですけど。

○宇利市民サービス課長　九鬼地区においては、買物支援であったり、ごみ出し支援であったりという組織化を行ったのが目に見える形での組織づくりという形になってくるかと思うんですけども、まず、集落支援員の一番最初のものとして、アンケート調査の結果、地区との間で地区の課題を何かをポイントとして挙げて、それをまず解決していく方策を練っていただくというのは重要なものになっていると思います。

その中で、こういう生活支援コーディネーターの方とだぶっておれば、その方向に行く場合も集落によってはあるんですけども、お一人でやっておられる場合、幾方向にも手を伸ばすことができませんので、今現状、買物支援であったり、ごみ出し支援という部分に重きを置いておられる地区が多いという形で、まだ組織化には至っていないというのが現状でございます。

○濱中委員　本当に集落支援員の方の動きを聞かせていただく部分があるんですけども、高齢者が増えてきて、それで介護保険の中も厳しくなっていく中で、これが本当に総合事業と合致してくればすごく強いものになると思うんです。

本当に今課長が言われたように、単独でやられるものではそもそもがないんやと思うので、仕組みをつくるためのアドバイスであるとか、後ろ楯になるとかというのが役所の役割なのかなと思うので、そこをしっかりと仕組みづくりの中できちんと相談体制をつくってできるだけ早く、それは福祉課の総合事業と合致する形でやっていただきたいと思うのでぜひ、またこの後、福祉のほうの総合事業のほうで確認はさせてもらいますけれども、別のものではないと思っていますので、お願いしたいと思います。

○南委員長　他にございませんか。

○楠委員　決算書の131ページ、12節の役務費の防犯灯の関係なんですけど、新規は、前年度は設置がなかったということですかね。

○山本市民サービス課係長　新規はございません。

○楠委員　新規はないということなんですけど、予算上の都合あるかと思うんですけど、高齢社会になってきてどうしても困るのは、直線の道路が多いところは結

構なんですけど、やはり曲線の多いところ、海岸線とかそういうところで基準の20メートルピッチ、あるいは40メートルピッチの設置だとどうしても暗い場所が結構あるみたいなんですけど、今後、そういう基準の見直しとか、業務の中で考えられているのかどうか、確認したいと思います。

○宇利市民サービス課長 いろいろな地区からいろいろな要望いただいている中で、やはり課内での話の中では基準の見直しというのは図るべきじゃないかという意見等もございまして、しかしながら次にやるとなると、例えばピッチを半分にするということになると、単純に場所によっては倍の防犯灯が要ってくるような場合があって、基準の見直しをかけるにしても、今、どういう形がいいかというような形で話をしている段階で、今すぐという形ではまだできていないような状況でございます。

○楠委員 確かにピッチを基準で変えてしまうと、そこら中に防犯灯となってしまうので大変な話だと思うんですよ。ですから、曲線道路とか、どうしても見通しの悪い場所とか、そういうもので別規定を設けるとか、あるいは相談によるかもしれませんが、内規の中でどう市民に対応できるか、そういうところもひとつ工夫されてもいいんじゃないかなと思うんですけど、ぜひ考えてください。

○奥田委員 今の防犯灯の話なんですけど、新規の設置はなかったということなんですけど、これ、賀田かどこかで移設したのがありましたよね。あれって、令和現年度じゃなかった、その前の年か。今、移設も考えているということなんやけれども、設置したけれども要らなくなっているところもあると思うので。賀田の区長に聞くと、4か所ぐらい今はつけてほしいところがあるんやけれども、市民サービス課から移設ということで今考えておると言われるもんで。

それで、僕も幾つか提案しておるんやけどね。市民サービスさん、言うておるでしょう。僕、区長にも言うておるんやけれども、今度は市民サービス側の返事としては移設する費用もないんですと言うんだね。そんなにお金がないんですか。だから、市民の方が不思議がるんですわ。そうやのに、何で庁舎の耐震6億はすぐ出てくるの。リニアックの更新3億6,000万はすぐぽんっと出てくるの。この不思議さね。だから、市民の方が分からないって言うんですよね。移設する費用もないんですか。

○宇利市民サービス課長 前年度においては移設する費用を予算化しておりませんでしたので、今年度の当初予算の御説明の中にも、今年度は費用を若干、本当に若干なんですけれど盛らせていただいた説明をさせていただいたんですけれども、

その中で、流れとしては移設要望があった場合、区長さんなり、その地区とお話しをして区のほうで移設を了承していただいたら、もちろん移設をさせていただくというお話をさせていただいているんですけども、今それが形として、まだ移設として見えてこない部分があるというところだと思います。

○奥田委員　やる気の問題じゃないですか。だって、賀田の区長から、あんた、あれやったら提案してよというもので、僕もあそこあそこでええんじゃないですかと言うて、それを示さずに言うて、移設するお金がないんですという話でしょう。今回、若干は盛っていくという話やけれども、そんなにお金がないんですか。

僕、昨日も防災の話聞いていてびっくりしましたけど、市民サービス課とは直接は関係ないけどですよ、保育園と小学校の間の避難路整備、7年かけるというんです、30万ずつ。いつ東南海が来るという、大地震が来ると言われておる状況の中でまだ2年かかるってね。早くしてやれや。あと2年とか、60万やないですか。そのお金がないの、本当に。

だから、市民の人が怒るのはそれなんです、分からないというのは。市民の方々は市民生活に直結する身近なことをやってくれと言うておるんですよ。それもやれていないのに、何がリニアックやと。3億6,000万ね。何が市庁舎6億なんやと。そこは分からんと言うんですよ、意味が。

だから、市民サービス課でしょう、市民サービスに直結しておるわけですから、そのところをもっと予算要求してくださいよ、財政に対して。課長、それはおかしいで、やっぱり市民生活に直結しておるところが全然予算を割いてくれんのに、そんなもの、庁舎に6億かけるのかと今でも言われておるやないですか。なぜ6億かけるのやと。それなら草刈りしてくれよと。側溝を直してくれ、手すりをつけてくれと。避難路を整備してくれ。

僕、感情的に言うつもりはないけど、何かおかしくないですか、今の予算決算の在り方が、意味が分からんのさ。僕が分からんのやで、市民の方はもっと分からんで。いかがですかね。もっと真剣に、課長、こういう街灯の問題って、もっと取り組んでもらえませんか。いかがですかね。

○宇利市民サービス課長　予算のついたつかないというのが、私のほうで言及することが今はできませんですが、もちろん街灯というのを軽視しているようなことではございません。しっかり予算要望していきたいというふうに考えております。

○奥田委員　だって、市役所というところは市民生活を守る、市民の生命、財産を守る場所やないですか。その基本が僕はできていないような気がして、非常に

今の尾鷲市って、僕らの責任があるのかもしれないけれども、よく分らないですわ。

それは置いておいて、もう一点だけ、予算書の216、217のところで、主要施策の成果及び実績を部署で言うと、54ページか、墓地移転事業、これ、5万9,000円しかなかったということなんですけど、平成元年度を考えると、去年の11月に移転先、光ヶ丘墓地の西側のところを4年前から計画していたのに断念したということがあるじゃないですか。そういうこともあって、事業成果のところを見ると、すごいことをやってきたような書き方をしておるのやけど、進捗状況を報告し、協議を行ってきたって、すごい成果が出たんだなという感じがするのやけれども、この辺、市民サービス課ではどう考えておるんですか。十分、進捗して進んだということなのかな。

○宇利市民サービス課長 本当に候補地を変えざるを得なくなったというところについては、大変市民の皆様にお迷惑をおかけしているというふうに考えております。

一刻も早く新たな候補地での事業成果に結びつけるように、極力早く墓地が出来上がるような形で事業執行を行っていきたくと。大変去年のものについては、私どもとしても、本当に変えざるを得なかったことについては大変申し訳なく思っているというふうに考えております。

○奥田委員 だったら、事業成果の書き方をもうちょっと考えたほうがいいんじゃないですか。これ、完璧にやれているような書き方ですよ。だって、4年前から計画していて、あのときも三つの候補地を出してですよ、検討してあそこに決めると決めて進めてきておるのに、今になって断念しましたというようなことがあって、市民の方から折橋墓地の所有者の方々にも迷惑をかけておるじゃないですか。

そういうことを一切何も書かずに、決算とは直接関係ないけれども、この前も私は一般質問で今はどうなっているかと聞いたら、まだ協議会も説明会も県と協議している状況ですと言ってね。何も進んでいないじゃないですか。その辺のところをきちっと考えて事業成果ということを事業評価してやってほしいなという気がしてなるんですけど、その辺は、課長はどのように考えておるんですか。

○宇利市民サービス課長 成果については実施されたことを表記したというところで、御指摘の部分については、資料が足りなかったかなというふうに考えます。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 127ページの不用額のところをまたお聞きしたんやけれども、101万7,800円というのが九鬼町の集落支援員が年度途中で辞任し、後任の人

が令和2年の4月となったということなので、いつからいつまでなんですか、途中、辞められたということになるんですか。

○山本市民サービス課係長　　九鬼地区の集落支援員に関しましては、平成29年10月1日就任で、そこから3か年として令和元年の9月30日までの任期となっておりますので、任期満了ということで終わっております。

○野田委員　　令和元年の9月までの任期で、それはいいんですけど、ですから、10月から3月までは不在だったということですか。

○宇利市民サービス課長　　その間、不在ということで、地区のほうから新たな集落支援員の就任の要望がありまして話をしていたんですけども、話をしている中でいつから就任ができるかなという話をしながら打合せしていたんですけども、それが4月からじゃないと就任ができないというような話になったものですから、空いた期間ができたということです。

○野田委員　　9月で辞められるというか、そういう形が見込まれるのであれば、集落支援員の必要性とか重要性というものをどのように認識しておるのか分かりませんが、要は半年、集落支援員の方が不在でも、そこら辺の対応というんですか、運営上の対応というのはきちっと行っていたんですか。要は9月までで辞めるということやったら、その前にそういう計画がきちっと採用することが立てられなかったかということと、そして、6か月間は不自由がなかったのかというところをお聞きしたいんですけども、九鬼地区の。

○宇利市民サービス課長　　前任においては、先ほどお話をさせていただいた九鬼地区なんですけれども、組織化したということで、その部分については組織化が終了したので辞められたということですので、その方が行っていた組織がやっている事業については引き続いてやっておりますので、その部分については不便なくそのまま継続してやられていたというふうに私どもとしては認識しているところです。

それから、一応任期というものがあるものですから、これはどうしても地区の中へ入っていただくということもありまして、地区のほうから入れたいんだという声がないとなかなか予算化をするのが難しい事業だというふうに私どもは認識しておりますので、その中で、後任を欲しいというお話が来たのはすぐではなかったというのもあって、そこからの打合せ、それから、どういう形で後任を選ぶのかという選び方、そこら辺の話合いをしていく中で今年度の、要は前年度中での着任が難しくなったということで、4月1日からの着任になったので期間が空いてしまった。その間は話合いを続けていく中でしたので、予算化がなかなかするのが難しかったと

いうところもありまして、不用額として残ってしまったというのが現状でございます。

○野田委員　やはりこういうところは大事なところだと思いますし、組織化してということであって不自由さがなかったということは、それであつたらそれでいいんですけれども、やはり切れ目なく地区の方との代表さん、区長さんになるのか分かりません、そういう要望があまりなかったものでこうなったということですね。

○宇利市民サービス課長　要望があんまりなかったではなくて、私どもが要望として認識した時期が遅かったということなんです。そこについては、私どもとしても地区との打合せが遅くなってしまったのは大変申し訳ないかなとは思うんですけれども、実際、やはり私どもとしても次の後任を望まれるかどうかというのはいろいろ話はさせてもらっていたんですけれども、後任を望まれているというふうに私どもが認識したのが遅かったというふうな意味で、先ほどの表現をさせていただきました。

○野田委員　私の知識不足というか、分からないところで、143ページのこれも不用額のところが気になるところで、先ほど通知カード、個人番号カードの事務負担等の見込みが下回ったということなんですけれども、これ、細かくというか、教えていただけませんか。

○宇利市民サービス課長　この負担金の制度は、日本中のマイナンバーカードの交付実績に合わせて、参加している各自治体の負担金を割り振る制度になっています。それで、前年度中の交付実績の見込みが国のほうから示されるんですけれども、示された折に負担の見込額も示されまして、それが去年ぐっと上がったんですね。なので、途中で補正をさせていただいたんですけれども、その中で、言ってみれば国の実績見込みより下回ったということで、これは尾鷲市の実績見込みで負担金を払うわけではなくて、そういう要素はあるんですけれども、国から割当てとして負担はこれだけですよという話があるんですね。それに基づいて予算化をした中で、実績がそれよりぐっと低い額で、令和元年度の負担額はこの数字ですよと来たのが3月の終わりぐらいなんですわ。なので、予算化をするタイミングがなかったものですから、不用額として残ってしまったという形です。

○楠委員　若干、それた話ですけど、よろしいでしょうか。

○南委員長　簡潔にね。そのほかのことです。

○楠委員　主要施策とかの報告書にも入っていないんですけど、条例もつくっていろいろ作業はされていると思うんですけど、空き家対策の関係が全然目に見えて

こないし、他市の自治体ではもう既に台風関係で危険な家屋については強制撤去しているところもあるというところも報道されているので、その辺の今の現状を教えてくださいいただけますか。

○宇利市民サービス課長　今年度の事業の予定といたしましては、審議会を開いて特定空き家の認定基準を定めるというお話をさせていただいたんですけれども、実際、年度に入ってみるとコロナがありまして、審議会自体を開ける状況じゃなかったという形があります。なぜかといいますと、審議委員さんの中にクラスターの発生したところの近辺にお住まいの方がおられまして、みんなで寄って集まって話をするというのが、それから、一度も顔合わせをしていない中で文書で認定基準を回してという話も、私どもも初めてのことでやはり専門的な知識を得ながら認定基準をつくっていきたいという思いがありまして、実際に審議会については現状開けていない状況です。

その中で、やはりどうしても遅くなってしまうということになると、一方で、空き家の計画をつくっていかねばいけないという話があって、いろいろ調べていく中で、本来は空き家をまず調査して、それを基に空き家対策計画を立てていくのが本来の形だと思うんですけれども、物によっては対策計画を先に立てて、それから認定基準もつくって、それから、次の年にそれを補完する形で調査するということが可能だというのが示されましたものですから、そういう形に、今年度、審議会をいつ開けるかという話になってしまうものですから、内部的に対策計画を先につくれないかという形を今課内で計画の策定に入っております。

ですので、今後についてはまだ確定はしていないんですけれども、もしできるのであれば、最初に対策計画を立ててしまっていて、それに基づいて後から調査に入る。これも補助のメニューとしてございますので、まず空き家対策計画を立てた後に空き家の実調査というのに補助をいただく形で実調査に入るという形で、並行しながらやっていく形も視野に入れながら、今年度の事業についてどういうふうな成果が出せるかという考え方で今検討中でございます。

○楠委員　いずれにしても台風シーズンがこれからきますから、防災担当のほうとよく調整して、他の人に危害を加えるような問題が起きないように、対策だけは早急に検討してほしいなというふうに思います。

○南委員長　他にございませんか。

○三鬼（孝）委員　予算書119ページ、9目生活相談費、8節の無料法律相談弁護士料ですけれども、2名の弁護士で、1人31万ですか。115名の相談者が

あったということですがけれども、生活様式が今は大変多様化した中でいろいろな相談があると思うんですけれども、弁護士に相談する中でいろいろな回答があって、個人情報で言いにくい面もあると思うんですけれども、その辺の相談者の、弁護士と相談して、市に対する良、不良だったというような、いろいろなそういう追跡調査というのか、そういう調査は課でされておるのかな。

○宇利市民サービス課長　確かに私どもとしては相談の中身を目にする機会は当然あるんですけれども、それについては著しく個人情報ですので、それについてこちらのほうから追跡調査というのは現状かけておりません。

○三鬼（孝）委員　相談者が弁護士の相談の中で弁護士の対応がどうのこうのというような、そういう苦情はないわけですか。

○宇利市民サービス課長　やはり相談をされる方と、実際、法律相談でもその相談の中で、期待値と答えられる中身が若干違っている場合は確かにあります。それはやはり不満として相談をされた方は出るとは思うんですけれども、その部分については、こちらのほうとしては何とかするという方法はないんですわ、実際。

○野田委員　これは関連質問なんですけれども、年間ですよ、僕、聞き忘れたかも分からない、何人ぐらいの市民の方が相談に来るんですか。

○南委員長　115。

○三鬼（孝）委員　えっ、100……。

○南委員長　115名。

○三鬼（孝）委員　それと、今の関連なんですけれども、相談に来る方の弁護士に相談する前の相談の受付というか、内容の把握というのは、そういう手順というのは踏まれていないんですか。直接ダイレクトに弁護士と話をするという形ですか。

○宇利市民サービス課長　現状、電話でも来ていただいても、予約という形で取らせていただいておりますので、その中で、一旦市民サービス課がワンクッションを置いた形で予約を取り、日時の設定もさせていただいて、若干の大まかな相談内容も聞き取りながら、法律相談の日にセッティングをさせていただいています。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようでしたら、国保の説明時間はかかりますか。どれぐらいかかります。

では、休憩します。午後は1時10分からといたします。

（休憩　午前11時47分）

(再開 午後 1時09分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、市民サービス所管の議案第59号、国保と議案第60号の後期高齢者を併せてお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 それでは、議案第59号、令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてについて御説明申し上げます。

歳入比較増減額50万円以上につきましては、歳入につきましては全て見込みが上回ったということでの差額発生となっております。

それでは、決算書の346ページ、347ページを御覧ください。

令和元年度の決算の全体は、歳入の収入済額合計24億2,034万8,691円に対しまして、次のページを御覧ください。歳出の支出済額合計は23億8,286万9,655円で、歳入歳出差引額の形式収支は3,747万9,036円の黒字でございます。

次に、個別の項目について御説明申し上げます。

352ページ、353ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款国民健康保険税については、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 税務課です。

大変申し訳ないんですけども、先ほど税務課の説明の中で、資料の提出を求めた分を……。

○南委員長 それはこれが済んでからにします。

○仲税務課長 分かりました。

では、説明させていただきます。

1款国民健康保険税は、予算現額3億4,507万2,000円に対して、調定額4億3,532万3,653円、収入済額3億4,887万3,069円となりました。不納欠損額は312万6,950円で、収入未済額は8,332万3,634円であります。

委員会資料の14ページのほうを御覧いただきたいと思います。

国民健康保険税の不納欠損額調書でございます。

右下の合計欄を御覧ください。

47件、18名分、312万6,950円の不納欠損処分を行いました。御覧の

ように、処分理由といたしましては4種類の区分に分けて記載しておりますが、執行停止後3年を経過した状況に改善が見られないため欠損処分したケース、13件、178万9,434円が一番主なものとなっております。

次に、委員会資料の6ページのほうを御覧ください。

令和元年度の国民健康保険税の決算概要として、前年度比較をまとめた資料であります。

表の6の調定額を御覧ください。

最下段の合計の欄、マーカーの部分を御覧ください。

令和元年度の国民健康保険税の調定額は、前年度調定額と比較して920万5,701円減少しました。調定額の減少は、加入世帯数及び被保険者数の減少、課税対象所得の落ち込みに伴う所得割の減少が主な原因であると考えております。

次に、表の7、収入済額を御覧ください。

合計欄の部分を見ていただきますと、令和元年度の国民健康保険税の収入済額は、前年度と比較しますと1,595万7,344円減少いたしました。

次に、表の8、収納率を御覧ください。

御覧のとおり、令和元年度の国民健康保険税の収納率は80.14%と、前年度から1.93ポイント減少いたしました。ちなみに、この収納率は県内14市中7位ということで、昨年と同じ順位でありました。

資料の7ページを御覧ください。

こちらには、より詳細な国民健康保険税収納実績表を掲載しております。こちらのほうは後ほど御参照いただきたいと思います。

決算書の352、353ページのほうへお戻りください。

国民健康保険税の内訳を申し上げます。

1款1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税につきましては、予算現額3億4,473万2,000円に対して、調定額4億3,395万3,028円、収入済額3億4,831万8,581円、不納欠損額は312万6,950円、収入未済額は8,250万7,497円となりました。収入済額の節ごとの内訳については、1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ記載のとおり収入済額となっております。

次に、2目退職者国民健康保険税につきましては、予算現額34万円に対して、調定額137万625円、収入済額55万4,488円、不納欠損額はなし、収入未済額81万6,137円であります。収入済額の節ごとの内訳については、最下

段の1節医療給付費分現年課税分から、次の354、355ページの6節介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ記載のと通りの金額内訳となっております。

国民健康保険税の説明につきましては、以上でございます。

○宇利市民サービス課長 続きまして、2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、予算現額18億712万4,000円に対しまして、調定額及び収入済額は同額で17億4,694万5,987円でございます。内訳は、1節普通交付金が調定額及び収入済額は同額で16億6,551万2,087円であり、2節特別交付金が調定額及び収入済額はともに8,143万3,000円でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、予算現額、調定額及び収入済額は同額で1万8,000円でございます。国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、次のページを御覧ください。1目一般会計繰入金は、予算現額2億985万5,000円に対しまして、調定額及び収入済額は同額で2億901万4,634円でございます。全額繰出基準に基づくいわゆる法定繰入金でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、予算現額、調定額及び収入済額が同額で6,795万8,000円でございます。

5款1項1目繰越金は、予算現額3,542万2,000円に対しまして、調定額及び収入済額は同額の3,542万2,819円で、平成30年度から令和元年度への繰越金でございます。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金については、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 1目延滞金につきましては、予算現額378万5,000円に対し、調定額収入済額ともに428万738円であります。全て一般被保険者からの延滞金収入でございます。

説明を戻します。

○宇利市民サービス課長 2項雑入、次のページを御覧ください。1目一般分第三者納付金は、予算現額651万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額は同額で569万7,232円でございます。一般被保険者が交通事故等第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

2目退職分第三者納付金は、予算現額10万円に対しまして、調定額及び収入済額は該当する事例が発生しなかったためゼロ円でございます。

3目一般分返納金は、予算現額5万円に対しまして、調定額90万4,045円、収入済額11万8,080円で、78万5,965円の収入未済額が生じております。これは、一般被保険者の所得区分変更に伴う医療費の返納金でございます。なお、収入未済額については、令和2年度に繰越納付勧奨を行っております。

4目退職分返納金は、予算現額1,000円に対しまして、調定額及び収入済額は該当する事例が発生しなかったためゼロ円でございます。

5目雑入は、予算現額82万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額は同額で82万7,132円でございます。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金は、予算現額、調定額及び収入済額は同額で9万9,000円でございます。これは、外国人被保険者の在留資格等の資格情報と国保情報集約システムを連携させるため実施したシステム改修費用に対する補助金でございます。

次のページを御覧ください。

2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、国民健康保険制度関係業務事業費補助金は、予算現額、調定額及び収入済額は同額で109万4,000円でございます。これは、医療機関や薬局が医療保険の加入者がマイナンバーカードまたは被保険者証を提示することにより、当該加入者に係る被保険者資格情報をオンラインで効率的に確認できるようにするために実施した総合住民情報システムの改修費用に対する補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、予算現額5,388万円に対しまして、支出済額が5,191万6,823円、不用額が167万1,177円でございます。不用額167万1,177円の主な理由といたしましては、13節委託料において、制度改正に伴うシステム改修について、当初予算計上時より詳細な改修仕様が確定したことにより改修費用が精査された結果、当初の見積り金額と実際の契約金額との間に差が生じたことによるものでございます。支出の主なものとして、12節役務費506万9,175円は、国保連合会に対する確認事務手数料231万1,998円、保険証等の郵送料148万6,058円、国保情報集約システム運用手数料86万7,840円でございます。

次のページを御覧ください。

13節委託料224万2,928円は、旧被扶養者減免の減免期間見直しに伴う

市電算システム改修費を含む国保診療報酬等電算委託料 9 万 4 千 8 百 3 0 円、オンライン資格確認等の実施に伴う市総合住民情報システム改修業務委託料 1 万 1 千 9 百 3 5 0 0 円でございます。1 9 節負担金、補助及び交付金 3 万 2 千 3 百 1 千 0 0 0 円、これは総合住民情報システム利用負担金でございます。

2 目連合会負担金、予算現額 9 万 3 千 8 百 0 0 0 円に対しまして、支出済額は 8 万 7 千 4 百 9 8 2 円、不用額は 6 万 3 千 0 百 1 8 円、主なものは、連合会保険事業負担金 3 万 2 千 9 百 4 7 円、連合会一般負担金 4 万 7 千 4 百 6 0 0 円でございます。

2 目退職分療養給付費等は、予算現額 3 万 1 千 4 百 9 千 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 1 万 3 千 1 百 1 千 6 百 5 3 円、不用額が 1 万 8 千 3 百 7 千 3 百 4 7 円でございます。これは退職被保険者の医療費でございます。

3 目一般分療養費は、予算現額 1 万 4 千 9 百 4 万 6 千 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 1 万 3 千 9 百 2 万 1 千 8 百 7 7 円、不用額が 1 万 0 千 2 万 4 千 1 百 2 3 円でございます。

4 目退職分療養費は、予算現額 3 万円に対しまして、支出済額が 5 千 7 百 8 9 円、不用額が 2 万 4 千 2 百 1 1 円でございます。

5 目審査支払手数料は、予算現額 4 万 7 千 4 万円に対しまして、支出済額が 4 万 1 千 4 万 3 千 9 百 6 5 円、不用額が 5 万 9 千 6 百 0 3 5 円でございます。主なものは診療報酬審査支払手数料 4 万 0 千 8 万 9 千 2 百 0 5 円でございます。

次のページを御覧ください。

2 目高額療養費、1 目一般分高額療養費は、予算現額 2 億 3 千 7 百 9 万 4 千 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 2 億 2 千 6 百 9 万 1 千 6 百 3 3 円、不用額が 1 千 0 百 9 万 2 千 3 百 6 7 円でございます。

2 目退職分高額療養費は、予算現額 6 万 1 千 9 百 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 6 万 1 千 8 百 4 5 3 円、不用額は 5 千 4 7 円でございます。

3 目一般分高額介護合算療養費は、予算現額 1 万 7 千 5 百 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 1 万 7 千 4 百 3 1 5 円、不用額が 6 千 8 5 円でございます。

4 目退職分高額介護合算療養費並びに、次のページを御覧ください。3 項移送費、1 目一般分移送費及び 2 目退職分移送費につきましては、支出がございませんでした。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は、予算現額 3 万 3 千 6 万 4 千 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 2 万 1 千 0 万円、不用額が 1 万 2 千 6 万円でございます。令和元年度においては、対象者 5 名に対し一時金を交付いたしました。

2 目審査支払手数料は、予算現額 4 千 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 8 千 4 0

円、不用額が3,160円でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費は、予算現額245万円に対しまして、支出済額が215万円、不用額が30万円でございます。43名の方に支給いたしました。

2款については不用額が相当多額になっております。療養費等の予算化においては、3か月間、平均値等を取って療養費の予算化を行うんですが、実際の療養費として支払われる分等の差額が発生いたしますので、請求が後になるという都合上、多額の不用額が発生しているものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、予算現額4億1,560万8,000円に対しまして、支出済額が4億1,560万7,674円、不用額が326円でございます。

次のページを御覧ください。

2目退職被保険者等医療給付費分は、予算現額21万7,000円に対しまして、支出済額が2億1,630万2,000円、不用額が698円でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、予算現額1億2,033万円に対しまして、支出済額が1億2,032万9,791円、不用額が209円でございます。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、予算現額が7万3,000円に対しまして、支出済額が7万2,187円、不用額が813円でございます。

3項1目介護納付金分は、予算現額4,494万1,000円に対しまして、支出済額が4,494万994円、不用額が6円でございます。

以上、3款国民健康保険事業納付金につきましては、合計5億8,116万6,948円でございます。

続きまして、4款1項1目共同事業拠出金は、予算現額1,000円に対しまして、支出済額が470円、不用額が530円でございます。

次のページを御覧ください。

5款1項保健事業費、1目疾病予防費は、予算現額834万2,000円に対しまして、支出済額が731万3,279円、不用額が102万8,721円でございます。主なものといたしましては、13節委託料624万6,256円で、脳ドック検診及びレセプト点検業務委託料、特別調整交付金申請支援業務委託料でございます。脳ドック検診については、62の方が尾鷲総合病院で受診されました。また、特別調整交付金、結核、精神の申請支援業務委託については、歳入のさらなる増加を検討した結果、結核、精神の医療費に対する特別調整交付金を申請するため

の委託料で、この申請を行うことにより歳出額を上回る特別交付金の交付を受けております。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金26万9,122円の内訳は、健康増進事業等負担金4万4,122円、老人クラブ連合会に対するグラウンドゴルフ大会補助金22万5,000円でございます。健康増進事業等負担金につきましては、医療費の適正化につながると考えられる、一般会計で実施する保健事業に対する国保会計としての負担分でございます。主な内容といたしましては、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る講師謝礼、食生活改善料理教室材料代で、24.7%の負担割合となっております。

次のページを御覧ください。

2項1目特定健康診査等事業費は、予算現額1,925万円に対しまして、支出済額が1,644万6,209円、不用額が280万3,791円でございます。主なものは13節委託料1,528万8,659円で、内訳といたしましては、特定健診委託料及び受診勧奨コールセンター業務委託料でございます。例年、受診率が低いことが課題である特定健診につきましては、令和元年度の受診率が速報値で36.2%なので、平成30年度の34.3%と比べると1.9ポイント上昇する見込みでございます。受診率向上のため、令和元年度の新たな取組として、県の交付金を活用し、受診時の自己負担額の無料化を実施いたしました。また、30年度からの継続事業として、福祉保健課と連携しながら、また、地区の皆様の協力を得ながら、三木浦町、賀田町、古江町の3地区と福祉保健センターにおいて、がん検診と合同で集団健診を実施いたしました。そのほかにも国民健康保険の事業を活用し、受診勧奨コールセンター委託事業及び未受診者個別訪問事業も引き続き実施いたしました。国保運営協議会の委員の皆様や紀北医師会の先生方にも御協力をいただいた結果が2ポイント近い受診率の向上につながったと感じています。今後も受診勧奨の強化、受診しやすい体制の整備など、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、予算現額、支出済額ともに3,134万1,000円でございます。

7款1項公債費、1目利子は、支出がございませんでした。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分及び2目退職分保険税還付金については、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 1目一般分保険税還付金につきましては、予算現額180万円に

対して、支出済額 1 3 0 万 2, 2 0 0 円、不用額 4 9 万 7, 8 0 0 円であります。内訳は次のページに移っていただきまして、3 8 1 ページ最上段、備考欄にありますとおり、2 3 節償還金、利子及び割引料で、税額変更などによる国民健康保険税の過誤納付還付金であります。

次に、2 目退職分保険税還付金につきましては、予算現額 1 8 万円に対する支出はございませんでした。

説明を戻します。

○宇利市民サービス課長 続きまして、3 目一般分償還金及び還付加算金は、支出がございませんでした。

4 目退職分償還金及び還付加算金は、予算現額 2 9 万 2, 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 2 9 万 1, 8 1 6 円、不用額が 1 8 4 円でございます。これは 3 0 年度の退職分の納付金の精算金、追加納付分でございます。

5 目保険給付費等交付金、償還金は、予算現額 1, 3 2 7 万 6, 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 1, 3 2 7 万 5, 5 4 4 円、不用額が 4 5 6 円でございます。これは 3 0 年度の普通交付金の精算金でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、予算現額 5 8 0 万 5, 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 5 8 0 万 4, 0 5 3 円、不用額が 9 4 7 円でございます。これは 3 0 年度の職員給与費等繰入金の精算により、一般会計に対し繰り出しするものでございます。

議案第 5 9 号の説明は以上でございます。

○南委員長 ここで。

○仲税務課長 すみません。先ほどの市民サービス課長からの説明の中で、ページでいいますと 3 6 6、3 6 7 ページの 1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴收费の部分の説明がまだであるかと思しますので、ここでさせていただきたいと思します。

1 目賦課徴收费、予算現額 5 4 0 万 3, 0 0 0 円に対して、支出済額が 4 7 3 万 9, 6 6 3 円、不用額は 6 6 万 3, 3 3 7 円であります。内訳につきましては、4 節共済費と 7 節賃金の人件費につきましては、総務課説明部分でありますので、割愛させていただきます。

9 節旅費の支出済額 3 万 7, 4 0 0 円は、市外徴収に係る普通旅費であります。

1 1 節需用費の支出済額 4 9 万 3, 8 8 4 円の主なものとしたしましては、督促状兼納付書等などの印刷製本費であります。

12節役務費の支出済額76万9,303円の主なものといたしましては、納税通知書などの送付に係る通信運搬費と還付に係る口座振替手数料であります。

次の14節使用料及び賃借料の支出済額17万1,914円につきましては、市税納税相談員の使用車借上料が主なものでございます。

19節負担金、補助及び交付金の支出済額103万6,766円は、三重地方税管理回収機構への負担金42万円と納付書共同印刷負担金61万6,766円であります。

以上でございます。

○南委員長 市民サービス課の第59号の国保歳入歳出決算の説明は以上でございます。

これについて御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。後でも結構でございますので。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 次に、議案第60号のほう、後期高齢者のほうの歳入歳出決算、もし質疑があればまとめてしていただくということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、市民サービス課長、説明をお願いします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第60号、令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてについて御説明申し上げます。

決算書の386ページ、387ページを御覧ください。

令和元年度の決算の全体は、歳入の収入済額合計6億3,684万8,737円に対しまして、次のページを御覧ください。歳出の支出済額合計は6億3,224万4,972円で、歳入歳出差引額の形式収支は460万3,765円の黒字でございます。

次に、個別の項目について御説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 1款後期高齢者医療保険料の予算現額2億335万2,000円に対して、調定額2億893万7,738円、収入済額2億469万4,331円、不納欠損額21万6,296円、収入未済額402万7,111円であります。

委員会資料の15ページのほうを御覧ください。

通知させていただきます。

後期高齢者医療保険料の不納欠損額調書でございます。

右下の合計欄を御覧ください。

令和元年度は、4件、4名分、21万6,296円の不納欠損処分を行いました。御覧のとおり、全て滞納整理分で時効完成によるもの3件と、本人死亡による欠損処分が1件であります。

次に、資料の8ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料の対前年度比較について御説明いたします。

まず、表の9、調定額の合計欄、グリーンで潰した部分を御覧ください。

令和元年度の後期高齢者医療保険料の調定額は、前年度に比べ485万8,643円、率にして2.4%増加いたしました。調定額の増加につきましては、被保険者数は僅かに減少したものの、平成30年度の保険料改定により均等割額の所得別軽減割合が減少したことに伴う保険料の増加が主な要因であると考えております。

次に、表の10、収入済額を御覧ください。

令和元年度の後期高齢者医療保険料の収入済額は、前年度に比べ434万1,698円、率にして2.2%増加しました。調定額の増加と比例し、収入済額も2.2%と近い比率で増加しております。

次に、表の11、収納率を御覧ください。

合計欄を御覧ください。

後期高齢者医療保険料の収納率は98.0%と、前年度から0.2ポイント減少いたしました。

次に、資料の9ページを御覧ください。

こちらにはより詳細な後期高齢者医療保険料の収納実績表を掲載させていただいておりますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

後期高齢者医療保険料につきましては、以上でございます。

○宇利市民サービス課長 決算書にお戻りいただき、390ページ、391ページを御覧ください。

続きまして、2款1項1目繰入金は、予算現額4億1,021万円に対しまして、調定額及び収入済額は同額で4億1,020万9,037円でございます。全て繰り出し基準に定められた繰入金でございます。

3款1項1目繰越金は、予算現額602万円に対しまして、調定額及び収入済額は同額で601万9,992円でございます。

4款諸収入のうち1項及び2項については、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金につきましては、予算現額3万円に対しまして、調定額及び収入済額は同額の4万2,700円であります。これは後期高齢者医療保険料の延滞金収入であります。

次に、2項償還金及び還付加算金、1項保険料還付金及び還付加算金につきましては、予算現額100万円に対して、調定額及び収入済額は同額の20万736円あります。これは、市が被保険者本人に支払った後期高齢者医療保険料還付金及び還付加算金分に対する三重県後期高齢者医療広域連合からの収入であります。

市民サービス課に説明を戻します。

○宇利市民サービス課長 続きまして、次のページを御覧ください。

3項1目雑入は、予算現額1,568万2,000円に対しまして、調定額及び収入済額は同額で1,568万1,941円でございます。これは30年度の療養給付費負担金の精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、予算現額997万円に対しまして、支出済額が993万4,922円、不用額が3万5,078円でございます。主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金271万5,000円で、総合住民システム利用負担金でございます。

2項徴収費については、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 1目徴収費、予算現額157万円に対し、支出済額は135万6,971円で、不用額21万3,029円あります。

支出済額の内訳を申し上げます。

397ページの上段を御覧ください。

7節賃金につきましては総務課説明分でありますので、割愛させていただきます。

11節需用費の支出済額は15万178円で、事務用消耗品及び印刷製本費であります。

12節役務費の支出済額は41万4,403円で、主な支出といたしましては、納入通知書などの送付に係る通信運搬費であります。

14節使用料及び賃借料の支出済額は2万4,000円で、複合機使用料であります。

19節負担金、補助及び交付金の支出済額は59万9,689円で、納付書共同印刷負担金であります。

市民サービス課に戻します。

- 宇利市民サービス課長　　続きますして、2款1項1目広域連合負担金は、予算現額6億765万9,000円に対しまして、支出済額が6億465万7,765円、不用額が300万1,235円でございます。全額、広域連合に対する負担金であり、主なものとしては、次のページを御覧ください。療養給付費負担金2億9,653万5,000円でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金については、税務課より御説明申し上げます。

- 仲税務課長　　1目保険料還付金及び還付加算金につきましては、予算現額100万円に対し、支出済額20万736円、不用額79万9,264円であります。内訳は、全て23節償還金、利子及び割引料で、保険料変更などに伴う過誤納付還付金でございます。不用額79万9,264円につきましては、償還金の支出額については年度末まで確定しないため見込みが難しいということや、償還が発生した場合、遅滞なく還付する必要があることから、若干余裕を持って予算を見込ませていただいておりますことから、このような不用額となったものでありますので、御理解いただければと思います。

説明を市民サービス課に戻します。

- 宇利市民サービス課長　　続きますして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、予算現額1,609万5,000円に対しまして、支出済額が1,609万4,578円、不用額が422円でございます。これは、平成30年度の療養給付費負担金の精算分及び事務費繰入金の精算分として、一般会計に対し繰り出したものでございます。

議案第60号の説明は以上でございます。

- 南委員長　　ありがとうございました。

あわせて、59号と60号の質疑の時間を取りたいと思います。

- 濱中委員　　両方、国保事業も後期高齢者もなんですけれども、特定健診の辺りをお聞かせいただきたいんです。

去年から今まで総合病院で健診が受けられなくなっていたものを期間外でやっていただくということをしてもらったと思うんですけれども、数的にはどれぐらいの感じでしたでしょうか。

- 小川市民サービス課係長　　平成30年度については10名の方、去年度、平成31年度につきましては4名の方が受けていただけました。後期高齢者の方は受けられないので、国民健康保険加入の方だけということになるんですけれども。

○濱中委員 結構、尾鷲総合病院をかかりつけにされておる住民の方というのはよく聞くんですけども、やっぱり特定健診を受けられた方の数の比較としては、横ばいですか、どうですか。これは御褒美という言い方が合うておるのかどうか分からんけれども、県が一括するようになってから、ある程度がん検診に関しても健康診断に関しても、得点がつけられる部分というところにやっぱり伸ばしていきたいという思いはあると思うんですけども、その辺りの効果であるとか、数の推移という辺りを少し教えてください。

○小川市民サービス課係長 平成30年度から国保事業が県に一元化されて、30、31、32年度と今年で3年目を迎えるんですけど、国保のほうの特定健診の受診率というのは、少しずつなんですけど、年々上昇傾向にはあります。

集団健診を実施し始めたことや、あと、福祉保健課と一緒にがん検診のほうの受診率の向上も併せてというところで、集団健診の会場においてがん検診と一緒に合同実施させていただくことで、そこでも去年度で80名、平成30年度では87名の方が特定健診を受診していただいています。がん検診もともに受診していただいている方はその中でいらっしゃるんですけども、特定健診のほうにつきましては、総合病院のほうの受診分も含めると80人以上の方を受診に導くことができているというところで、やはり効果はあると思っています。

○濱中委員 やはり国保税に関しては、いろいろなものが値上がりしてくる中で、自分らの努力でそこを抑えることができるものということは理解されていると思うので、ぜひこれからも一生懸命皆さんに啓発のほうをお願いしたいなと思います。

それと、同じページなんですけれども、5項財調のほうなんですけれども、この春先からやはりコロナの関係で逆にインフルエンザが減ったりとか、皆さんが手洗いを勧奨されることによってほかの病気が少なかったりとか、全く受診の形態が読めない状況になってきてはおると思うんですけども、財調、ここに去年度の分は分かるんですけども、現在高と、それから、今後の予測として足りるものなのかどうかという辺り。

○宇利市民サービス課長 財政調整基金につきましては、これは今年度、令和2年度の予算ということになるんですが、令和2年度の補正後の数値が年度末見込みとして1億2,311万6,000円という形で、若干数字が上がっております。これの主な要因といたしましては、前年度実施しました結核、精神に関する委託等で、交付金が予想よりも1,000万ほど多く入ってきたというのが物すごく大きいかなと。これは特別交付金というものが保険者努力に対しての支援が来るという形で、

今後も続けていきたいなというふうに考えております。

そういう形をもって、先ほど委員が言われたように、財政調整基金の残高等を今後のシミュレーションとして考えていく中では、やはり減少傾向は間違いなくあるだろうというふうに考えています。保険税を値上げさせていただいた主な要因が、やはり財政調整基金の減少から見る将来の財政負担がどうしても予算が組めなくなるということでしたので、その傾向は現在も変わっておりません。

ですので、保険者努力を行うことによって、本来もともとの計算では入ってこなかった収入を得ることによって今後の値上げのスパンを広げていくというのが今物すごく求められていることだというふうに感じておりますので、そういった健診受診率も含めた形で、収納率も含めた形での努力を続けていって、次の値上げのスパンをできる限り遠くに持っていくという形で努力を行っていきたいというふうに考えております。

○濱中委員　やはり今の話を聞いても病気予防、なったとしても軽いうちに治すという医療費を抑制するということと、努力というのが健診によるもの、自分たちの健康を保つことによって交付金であるとかそういった付加価値がついてくるとは間違いのないと思いますので、市民の方にも健診の大事さとか、予防医学の大事さとか、それから、国のほうが医療費削減と言ってきていますので、その辺りをふだんの行動によって表せられるように、その辺りのアドバイスであったり、バックアップであったりということは大事やということはいく理解できました。ありがとうございました。

○小川委員　決算書の377ページなんですけど、差額通知データ管理、これはジェネリックのことなんでしょうか。

○小川市民サービス課係長　委員言われるとおり、差額通知データ管理手数料というのは、ジェネリックの通知を作成するためのデータ管理をする手数料のことです。

○小川委員　ジェネリックの利用率というか、国は80%目標でしたよね。今は何%ぐらいまでなっているのか。

○小川市民サービス課係長　今は直近で70.3%です。

○小川委員　全国平均が多分七十五、六あったと思うんですけども、もうちょっとというところだと思うんですけど、その下のレセプト点検業務委託ってありますよね。すぐ下の委託料のところ。それでは利用率というのは分らんわけですか、レセプトでは。両方載っていますので。

○小川市民サービス課係長 私、さっきジェネリックの使用割合のほうを70.3%とお話しさせてもらったんですけど、直近で、令和2年8月審査分で73.9%に訂正させていただきます。

それと、レセプト点検を外部業者に委託しているんですけども、その中でジェネリックの使用割合を調査しているのではなくて、国保連合会というところで集計をかけています。帳票持って何%ということ割り出してもらっていますので、レセプト点検の中で数字をつかめるというわけではないんです。

○小川委員 それじゃ、レセプト点検は診療報酬に間違いがあるかないか、それを点検するだけですか。ほかに利用できることはたくさんあると思うんですけど、利用はされていないということですか。

○小川市民サービス課係長 今現在のところ、レセプトの内容審査に係る部分を主にお願ひしています。そこが主な業務委託になっていますので、ジェネリックのほうまでは少しそこまで及んでいないです。

○野田委員 先ほどの質問に関連するののかも分かりません。379ページの業務委託料のところ、2%上昇したということをおっしゃったんですが、そこら辺、詳しくお願ひできませんかね。379の健診委託料というのか、2%上昇したというの。

○小川市民サービス課係長 379ページの健診委託料のところ、1,509万5,269円と検診委託料とありますのは、これは国保の特定健診の委託料となります。令和元年度は、去年度は1,332人の方に受診していただいていたしまして、36.2%の受診率になっています。昨年度は、平成30年度につきましては34.3%という受診率になっておりますので、36.2%まで上昇したということで1.9%、約2%受診率が上昇したということになります。

○野田委員 これによっていろんな県からの交付金というんですか、プレミアムというか、そういう部分は上昇するという可能性はどうなんですか、あるんですか。いいことだと思いますので、こういうのをどんどん続けていただきたいと思うんですが。

○小川市民サービス課係長 国や県からの交付金制度の中に、特定健診の受診率に関する評価項目があります。ただ、伸び率が2%弱では少し交付金が増額になるというところまで届かないですが、本市においてはここ数年少しずつ受診率が少しずつですけど伸びていますので、その分に対する交付金評価は今されておるような評価表になっています。幾らかは加点はもらえているような状態にあります。

○野田委員 それと、今先ほどの特定の割合が伸びておるといふ話と、特定健康

診断というんですか、受診者数が見込みを下回ったということで不用額が上がっているんですけど、思った以上は伸びていなかったけれども、前年度よりは多かったという解釈でよろしいんですか。この上げ方はどうなんですか、計上の仕方は。

○宇利市民サービス課長 予算を立てる折にやはり目標数値というものを立てて、その額で予算を計上させていただいております。実際はその目標数値に至らなかったため、前年度よりは数値はよくなっているんですけども、それでもやはり目標数値に到達しなかったということで、不用額が発生しているということでございます。

○野田委員 税務課のほうに関係すると思うんですけども、7ページの資料のところで、国民健康保険税の収納実績表のところで、また再度聞くんですが、不納欠損額が312万6,950円って上がっています。これについては……。

○南委員長 戻っていったおるの。

○野田委員 この資料。

○南委員長 税務課のほうね。

○野田委員 税務課。

○南委員長 今の59と60号の審査ですので、58号じゃないですか。それ、違うの。僕の勘違いだったら。

○野田委員 資料でもらった7ページのところですけども、これでいったら。

○南委員長 特に戻りますけれども、どうぞ。

今の審査は59と60号の審査をやっています。

○野田委員 うん。それで、国民健康保険税のところやで。

○南委員長 税のほう。勘違いでした。

○野田委員 7ページのところで、よろしいですか。

不納欠損額が312万6,000円ということをおっしゃったんですけども、これは前年度と比較して多いのか。それで、今年度の収納率がぐっと下がっている状態なんですけど、ここら辺の説明をお願いしたいんですが。

○仲税務課長 ちなみに、平成30年度は39件、13名分、148万6,588円ということで、前年度と比べても約倍の不納欠損額でございました。

○野田委員 それで、今年度は収納率は下がっておるとのことやけど、何か大きな要因というのはあったんですか、再度聞きますけれども。

○南委員長 答弁できないの、これ。

できないようですので、野田さんのは置いておいて、ほかにございませんか。ま

た後ほど説明してもらいますので。

○小川委員 本年度の、後のほうがいいですか。

○南委員長 後のほうがいいですね。

じゃ、暫時休憩しますか。暫時休憩します。

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時15分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

○仲税務課長 国保税の収納率の低下についてでありますけれども、税務課資料の7ページの下のほうの現年度、過年度の合計の辺りの収納率をそれぞれ見ていただくとお分かりかと思うんですが、国税に関しましては、現年度の収納率に関してはさほど低下しない中、過年度の収納率がかなり落ちているということで、やはりそういった経済状況といいますか、景気の動向等でやっぱり支払いがしにくくなった部分、現年度に関してはしっかりと収納されているという部分がありますので、そういった滞納されている方の支払いがまたさらに困難になっている部分が主な原因ではないかと思えます。なお、不納欠損額の増加が収納率の低下には影響はしていないと考えております。

○野田委員 課長のほうから前年度と比べると170万ぐらい計算すると増えているもので、前年度同期からすると20.何%ということになっておるもので、170万ぐらい増えてきておるとい部分と、今言った景気の動向というか、そういう部分でこういう不納欠損が多くなったということによろしいんですか。

○仲税務課長 先ほど申しましたとおり、今回の率が下がったことと不納欠損が増加したことは、また、それぞれの不納欠損についてはそれぞれの要件が絡んでまいりますので、直接は連動はしていないと考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 決算書の391ページ、後期高齢者医療保険料のことなんですけれども、国保税は消滅時効は5年ですよ。後期高齢者医療保険料、消滅時効は5年じゃなくて2年だと思うんです。まず、その確認から。何年ですか。

○仲税務課長 おっしゃられたとおり、2年でございます。

○小川委員 このたび民法の改正でみんな一律5年になりましたけれども、収入未済額、いつの分から5年の対象になるのか、もし分かれば。

○民部税務課主幹兼係長 後期高齢者に関しましては、時効はこれまでどおり2

年であります。

○小川委員 民法の改正の影響は受けないの。

○民部税務課主幹兼係長 改正の影響を受けません。受けなくて、そのまま2年です、後期高齢者に関しましては。

○小川委員 これは一律そうなの。全部私債権の場合、私債権というか、みんな一律で5年になったと思ったんですけど、違うんですか。これはずーっと2年ですか。

○民部税務課主幹兼係長 後期高齢者保険料に関しましては、私債権と別の強制徴収公債権でありまして、その件に関しまして、2年であります。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでしたら、59号と60号の審査を終了いたします。

次に、福祉のほうに入ってください。ありがとうございました。

それでは、午前中の税務課の審査の中で、市税の不納欠損額の推移ということで資料の提出を求めておりましたので、お手元に配付の資料に基づいて簡単に説明をしていただきたいと思います。

○仲税務課長 先ほど御指摘いただきました市税の不納欠損額の推移、それに加え未済額、それに合わせた年度の収納率を合わせて表にいたしましたので、御覧いただきたいと思います。

御覧のとおり、収納率の増加が未済額の減少と連動はしておるわけですが、収納率に関しましては調定額の増減によって影響されますので、不納欠損額の増減が収納率に直接影響するものではないといった部分がこの表によって見て取れるのではないかというふうに考えております。

それと、もう一枚の資料に関しましては、楠委員さんからの御指摘で急遽作成させていただきましたが、不納欠損処理の理由の区分と、裏面のほうに根拠法令等を列挙させていただいております。担当者レベルで詳細な調査を滞納処分時にはさせていただいた上で、それぞれのここに書かせていただいた理由と照らし合わせた上で不納欠損処理をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○南委員長 特に御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、次に、福祉保健課の所管事項の説明を求めます。

○内山福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第58号、令和元年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち福祉保健課に関する決算につきまして御説明申し上げます。

決算書の154、155ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。予算現額8億7,592万円に対しまして、支出済額は8億7,233万4,386円で、不用額は358万5,614円でございます。

次ページを御覧ください。

支出の主なものとしましては、11節需用費935万6,675円のうち、福祉保健センターの電気代などの光熱水費が719万7,081円でございます。

次に、12節役務費448万299円は、福祉保健センターの浄化槽保守点検等手数料148万7,820円が主なものでございます。

次に、13節委託料1,245万5,137円は、プレミアム付商品券事業システム改修業務委託料が279万7,200円。次ページを御覧ください。プレミアム付商品券事業業務委託料387万2,054円が主なものでございます。自家用電気工作物保安業務委託料34万4,004円から、委託料の欄の中の一番下、消防用設備等点検業務委託料38万1,500円までは福祉保健センターの管理に係る業務委託料でございます。

次ページを御覧ください。

次に、19節負担金、補助及び交付金5億8,533万9,225円は、紀北広域連合分担金4億9,194万円、プレミアム付商品券事業負担金4,250万9,500円、社会福祉協議会運営助成金4,951万4,525円が主なものでございます。

次に、2目障害者福祉費でございます。予算現額8,237万2,000円に対し、支出済額は7,955万4,720円、不用額は281万7,280円でございます。

不用額の主なものといたしましては、次ページを御覧ください。20節扶助費241万2,839円は、心身障害者医療費の助成件数が見込みを下回ったことによるものでございます。支出の主なものといたしましては、20節扶助費7,838万2,161円は、特別障害者手当等給付費1,059万9,020円、心身医療費

助成金 6,778万3,141円が主なものでございます。

次に、3目自立支援給付事業でございます。予算現額 4億1,517万2,000円に対しまして、支出済額は 4億681万5,259円で、不用額は 835万6,741円でございます。不用額の主なものといたしましては、次ページを御覧ください。20節扶助費 655万8,127円は、生活介護事業など各事業の利用者数や利用日数が見込みを下回ったことなど、各事業の積み上げによるものでございます。

支出の主なものといたしましては、13節委託料 2,420万9,420円は、移動支援事業委託料 277万1,060円、紀北地域障害者相談支援センター事業委託料 1,977万2,168円が主なものでございます。

20節扶助費 3億6,793万6,873円は、居宅介護事業費・日常生活用具給付事業費をはじめ、169ページまでの障害者の生活を支え社会参加を促進する事業費でございます。

168、169ページを御覧ください。

次に、23節償還金利子及び割引料 1,319万656円は、介護給付・訓練給付費に係る前年度の精算金でございます。

次に、4目老人福祉費でございます。予算現額 1億378万3,000円に対し、支出済額は 1億224万1,005円で、不用額は 154万1,995円でございます。

不用額の主なものといたしましては、13節委託料 130万6,246円は、養護老人ホーム聖光園の指定管理料において、新規入所者が見込みを下回り、退所者が見込みを上回ったことにより、市負担金が見込みを下回ったことによるものでございます。支出の主なものといたしましては、11節需用費 201万4,767円のうち修繕料 198万7,714円は、輪内高齢者サービスセンターのボイラーや聖光園の居室入り口扉などの修繕料でございます。

次に、13節委託料 8,565万754円は、緊急通報システム管理委託料 350万1,060円と、次ページを御覧ください。養護老人ホーム聖光園指定管理料 8,214万9,694円でございます。

次に、15節工事請負費 235万4,400円は、養護老人ホーム聖光園の居室空調設備等7台を取り替えたものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金 460万2,200円は、老人クラブ連合会助成金、尾鷲市シルバー人材センター運営補助金でございます。

20節扶助費 733万8,930円は、老人福祉施設入所者措置費でございます。

次ページを御覧ください。

次に、6目行旅病人及び死亡人取扱費でございます。予算現額39万7,000円に対しまして、支出済額は25万3,105円で、不用額は14万3,895円でございます。

12節役務費25万3,105円は、2件分の葬儀手数料でございます。

次に、7目子ども医療費でございます。予算現額4,586万8,000円に対しまして、支出済額は4,327万7,094円で、不用額は259万906円でございます。

不用額の主なものといたしましては、20節扶助費238万7,512円は、子ども医療費の対象者が見込みを下回ったことによるものでございます。

支出の主なものといたしましては、13節委託料874万8,000円は、令和元年9月から未就学児の現物給付に伴う福祉医療費制度システム改修業務委託料でございます。

20節扶助費3,417万7,488円は、子ども医療費助成金3,417万7,488円で、対象者が1,352人、助成件数は1万7,609件でございます。

次に、8目介護保険費でございます。予算現額5,870万5,000円に対しまして、支出済額は4,923万1,753円、不用額は947万3,247円でございます。

不用額の主なものといたしましては、8節報償費73万9,400円、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により介護予防教室の開催回数が減少したことなどによるもので、次ページを御覧ください。13節委託料722万6,641円は、介護予防教室を約2か月間休止したことによるものでございます。

支出の主なものといたしましては、13節委託料3,212万2,359円は任意事業委託料245万4,250円で、食の自立支援事業として高齢者の安否確認を兼ねた配食サービスを市内5業者に委託しているものでございまして、一般介護予防事業委託料1,197万400円は、社会福祉法人長茂会ほか市内4事業所と委託契約を結び、一般介護予防事業を実施したものでございます。地域ケア会議推進事業委託料2万4,412円、認知症総合支援事業委託料684万2,316円、生活支援体制整備事業委託料783万981円につきましては、地域における支援体制の検討や専門職による認知症サポート、また、生活支援コーディネーターによる地域ごとの支援活動を社会福祉協議会に委託して実施したものでございます。

次に、20節扶助費369万5,500円は、要介護度4及び5の高齢者を在宅

で介護している家族に対しまして、紙おむつ等の購入券を交付する介護用品給付費でございます。

次ページを御覧ください。

次に、23節償還金、利子及び割引料859万4,939円は、地域支援事業（総合事業）に係る前年度の精算金でございます。

次に、10目生活困窮者自立支援事業費でございます。予算現額836万円に対しまして、支出済額は800万7,800円で、不用額は35万2,200円でございます。

13節委託料785万4,800円は、生活困窮者自立支援事業委託料でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。予算現額4,607万5,000円に対しまして、支出済額は4,584万4,136円で、不用額は23万560円でございます。

支出の主なものとしましては、次ページを御覧ください。

13節委託料1,575万2,017円は、市内2か所、わんぱくクラブくれよんで開設しています放課後児童クラブ運営委託料1,302万697円、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料273万1,320円でございます。

20節扶助費123万円は、多子世帯支援の給付費でございます。

次ページを御覧ください。

次に、2目児童措置費でございます。予算現額7億544万7,000円に対しまして、支出済額は7億333万4,832円で、不用額は211万2,168円でございます。

不用額の主なものにつきましては、次ページを御覧ください。20節扶助費132万4,160円は、児童手当の受給者が見込みを下回ったこと、また、母子生活支援施設入所措置対象者がいなかったことによるものでございます。

前ページにお戻りください。

支出の主なものとしましては、13節委託料2,057万1,725円のうち地域子育て支援センター事業委託料1,059万5,000円は、尾鷲民生事業協会に委託し、尾鷲第二保育園に併設するちびっこひろばに、未就学児の親子延べ1,245組が参加していただいております。

一時預かり保育事業委託料282万6,725円は、同じく民生事業協会に委託し、未就学児延べ85名が利用されております。

子ども・子育て支援システム改修業務委託料費 7 1 5 万円は、保育料無償化に伴うシステム改修に伴う業務委託料でございます。

次ページを御覧ください。

1 9 節負担金、補助及び交付金 6, 2 2 4 万 3, 3 6 5 円は、認可保育所に対する特別助成金、延長保育、障害児保育等の各補助金と尾鷲第二保育園などに対する元利補給金でございます。

2 0 節扶助費 6 億 1, 9 3 3 万 3, 5 4 0 円は、保育所運営費 4 億 4, 6 4 5 万 3, 5 4 0 円、児童手当 1 億 7, 2 8 8 万円でございます。

次ページを御覧ください。

次に、3 目母子福祉費でございます。予算現額 1 億 1, 9 9 7 万 5, 0 0 0 円に對しまして、支出済額は 1 億 1, 5 9 0 万 5, 6 5 7 円で、不用額は 4 0 6 万 9, 3 4 3 円でございます。

不用額の主なものといたしましては、1 9 節負担金、補助及び交付金 5 4 万 3, 4 0 0 円は、高等職業訓練促進給付金等事業補助金の申込者が見込みを下回ったことによるものでございます。

2 0 節扶助費 3 4 7 万 1, 1 6 4 円は、児童扶養手当の対象者が見込みを下回ったことによるものでございます。

支出なものといたしましては、1 9 節負担金、補助及び交付金 2 1 3 万 6, 6 0 0 円は、高等職業訓練促進給付金等事業補助金 2 1 2 万 1, 0 0 0 円でございます。

次に、2 0 節扶助費 1 億 1, 2 9 0 万 8, 8 3 6 円は、一人親家庭等医療助成金が対象となる保護者 1 7 2 名、子供 2 6 1 名に對しまして 1, 1 2 5 万 9 0 6 円を、児童扶養手当は、対象となる独り親 1 5 4 人に 1 億 1 6 3 万 7, 2 1 0 円を支給したものでございます。

次に、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費でございます。予算現額 2, 4 5 1 万 7, 0 0 0 円に對し、支出済額は 2, 4 2 5 万 1, 2 7 3 円で、不用額は 2 6 万 5, 7 2 7 円でございます。

次ページを御覧ください。

支出の主なものといたしましては、1 3 節委託料 8 3 1 万 3, 4 8 4 円は、生活保護システム改修委託料 3 1 3 万 5, 0 0 0 円と被保護者就労支援事業委託料 4 1 8 万 9, 2 0 0 円でございます。

次に、2 目扶助費でございます。予算現額 3 億 4, 8 2 7 万 8, 0 0 0 円に對しまして、支出済額は 3 億 3, 6 7 9 万 2, 5 7 9 円で、不用額は 1, 1 4 8 万 5, 4 2 1

円でございます。

不用額の主なものといたしましては、20節扶助費1,148万4,755円は、生活扶助費、医療扶助費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

20節扶助費3億1,879万5,245円は、生活保護の被保護世帯に対しまして国の定める基準に従い各種扶助費を支給したもので、令和元年度の被保護世帯数は163世帯、被保護者数は185人でございます。

次ページを御覧ください。

23節償還金、利子及び割引料1,799万7,334円は、前年度の生活保護費の精算金でございます。

次に、3目生活保護施設事務費でございます。予算現額612万円に対しまして、支出済額は504万5,154円で、不用額は107万4,846円でございます。

19節負担金、補助及び交付金504万5,154円は、救護施設委託事務費負担金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費でございます。予算現額1,181万4,000円に対しまして、支出済額は1,149万9,761円で、不用額は31万4,239円でございます。本事業は林町会館の運営に関するもので、支出の主なものといたしましては、8節報償費68万円は、林町会館で開催している各種講座の講師謝礼でございます。

次ページを御覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健費、次ページを御覧ください。1目保健総務費でございます。予算現額7,333万4,000円に対しまして、支出済額は7,262万8,180円、不用額は70万5,820円でございます。

支出の主なものといたしましては、13節委託料319万8,230円のうち319万8,000円は、一次救急医療体制事業を紀北医師会に委託したものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金3,589万3,790円のうち主なものといたしましては、次ページをお願いいたします。上から3段目の病院群輪番制病院運営事業補助金として尾鷲総合病院に3,332万円を、地域医療助成金として225万円を紀北医師会及び尾鷲歯科医師会に助成したものでございます。

次に、20節扶助費70万1,730円は、未熟児養育医療費助成金として、2名に対する医療費助成を行ったものでございます。

次に、2目予防費でございます。予算現額4,164万9,000円に対しまして、

支出済額は3,931万9,111円で、不用額は232万9,889円でございます。

不用額の主なものとしたしましては、次ページをお願いいたします。13節委託料181万8,691円は、各種予防接種が見込みを下回ったことによるものでございます。

支出のものとしたしましては、13節委託料3,881万3,309円のうち、各種予防接種委託料3,784万5,629円でございます。

次に、3目保健事業普及費でございます。予算現額3,715万1,000円に対しまして、支出済額は3,022万8,518円で、不用額は692万2,482円でございます。

不用額の主なものとしたしましては、次のページを御覧ください。13節委託料590万2,262円は、各種がん検診及び妊婦健診が見込みを下回ったことによるものでございます。

支出の主なものとしたしましては、前ページにお戻りください。11節需用費171万5,001円は、各健康教室等に係る消耗品費等でございます。

次ページをお願いいたします。

13節委託料2,630万738円のうち健康診査等委託料1,529万7,050円は、尾鷲総合病院、紀州ヘルスクリニック、三重県健康管理センター及び紀北医師会に、妊婦健診等委託料895万393円は三重県医師会に、歯科保健事業委託料44万6,395円は尾鷲歯科医師会等に委託して実施したものでございます。

地域健康支援システム改修業務委託料129万2,500円は、母子保健法の改正に伴うシステム改修業務委託料でございます。

以上が福祉保健課に関する決算の御説明でございます。

○南委員長　　ありがとうございます。

主要施策の成果の説明はええんかいな。結構あるんですけども、質疑を取る中で必要やったら出してもらってもええし、どうしますか。

○濱中委員　　質問の中で。

○南委員長　　それなら、質問が出た時点で説明していただくようお願いいたします。

○奥田委員　　主要施策のほうじゃないんですけど、予算書の170、171の老人福祉費のところ、養護老人ホーム聖光園の指定管理料8,200万円余りがありますでしょう。これが前ページ、169ページのところで、不用額が出たという

説明がありましたよね。不用額がたくさんありましたよね。それが引かかったもので質問させてもらうんですけど、これは措置費というか、人数によって違ってくるんでしょう、入っている人もね。

それで、今、令和元年度末でいいので、何人の方が入っているのか。できればそのうち尾鷲市民がどれだけで、紀北町民の方が何人で、それ以外とか、分かれば。今現在、どうなのかとか。

○内山福祉保健課長 御質問の令和2年3月末現在で、入所者の方が40名でございまして、稼働率が80%でございました。前年同月につきましては入所者の方が48名でございまして、稼働率が96%ということでございます。そのうち尾鷲とその他ということですが、

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 正確な数字は持ち合わせていないんですが、前年で行きますと、尾鷲市の方が37名いらっしゃいますので、多分三十数名の方がいらっしゃるかと思います。正確な数字は持ち合わせません。申し訳ありません。

○奥田委員 分かりました。

ただ、令和元年度末、令和2年3月末が40人ですか。これは50人定員ですよ。前年が48人ですか。そうしたらかなり減っているんですね。これで不用額が出たところなんですけど、これ、指定管理は何年でした、3年でしたか、5年でしたっけ。ちなみに、いつまであるんでしたっけね。

○内山福祉保健課長 指定管理の期限につきましては、令和3年度末まで指定管理の契約を結んでいます。

○奥田委員 3年度末ということは、今は2年度なので、来年度末か。分かりました。

そのときに、今やっているところで指定管理者のほうが今の人数のままではなかなか、措置費ということで入っている人が減れば指定管理料も下がってくるということで、なかなか、次、受けにくいという話もあるんですけど、耳にしているんですけど、その辺はどのようにお考えですか。決算審査と離れてしまうかもしれません。

○内山福祉保健課長 今回の昨年度末の入居者と今年の入居者というか、年によって入居者の数が違うわけですが、元年度につきましては、特に新規入所者が少ない、下回った割に退所者が思ったよりも多かったと。マイナス要因がそれぞれあったということでございます。

それでこういった数字になっているわけでございますけれども、実は本来、養護

老人ホームにつきましては、奥田委員おっしゃられたように、措置費といったことで指定管理料を支払って運営していただいているわけですがけれども、国のほうでも、こういった養護老人ホームにおける入所の方が定員に満たないということで運営が厳しいということが全国的に言われておりまして、定員に行かない場合については市のほうが入所の措置という対応ではなくて、個人の方と事業を運営されている方との契約入所という対応も可能であるというような見解が示されておりまして、それはどういったことかと申しますと、条件を若干緩和して、例えばお住まいの住宅と申しますか、住宅環境の確保が難しいであったりとか、あと、それとか、所得によってもそこまで低くない方であっても住宅確保が難しい方については個人との契約を結んでも構わないとかといったような緩和措置も示されておりまして、私もこの件について県のほうに問合せさせてもらったんですけれども、県はこういったやり方でやって契約をそれぞれ結んでおくことまでは確認はできませんでしたが、今後、そういった施設でこういった契約を結ばれておる施設があるかどうかということを今後確認して、制限を緩和した形での入居者の確保も今後検討していく必要がありますし、国のほうの示されている数字については、定員の20%の範囲内での運用は構わないということでございますので、その範囲内において通常の入所という以外の個人契約の入所についても、今後、運営をよくするといいますか、経営状況を安定させるためにはそういったことにも取り組んでいきたいと、このように考えるところでございます。

(発言する者あり)

○奥田委員　それていくと申し訳ないので。

ただ、こういう聖光園というのは本当に一番弱い方が入っているところなんですけど、これ、定員が減ってくると、今、紀北町には赤羽寮ですか、1か所あって、東紀州の南郡を見ると、南郡は1か所しかないみたいだね。南郡は1か所だけど、紀北町と尾鷲市は2か所あるということで、そういう意味で減ってきているということで、その辺の統合統合とかという話も耳にするんですけど、中長期的にはそういうことも考えていかなあかんのかなという気もするんですけど。

今、入所者については市が窓口になっているということだけれども、直接指定管理者と話し合ってもらって契約してもらっても構わないような緩和措置もあるということですけど、迫ってきていますので、4年度以降のことがね。その辺のところもよく今の指定管理者の方とも話をして今後どうしていくか、早急に考えてやってくださいね。お願いします。

○濱中委員 決算書175ページで、これは恐らく主要施策の成果実績報告書の35ページのほうが分かると思いますので、通知します。

これは、地域包括ケアシステムの構築を図る上で一番大事な事業やと思うんですね。それで、ここにある事業内容の中にある生活支援体制整備事業、このことについてお聞きをしたいんです。

それで、前にもこれが始まる頃に福祉のほうで仕組みを説明してもらったけれども、いまいち責任の所在が分かりにくい。実績報告書の一番下を見ても、一旦市が受託するんですけど、決算書を見るとまた委託するんですね。なので、一体責任の所在がどこで、どこが主導権を持ってやっておる仕事なのかというのがまだまだ説明されても分かりにくいところがあるんです。

今からすごい嫌な言い方をするかも知りませんが、ここにある生活支援体制整備事業の内容にある、生活支援の仕組みづくりを進めるとなっておるんですよ。いつまでに仕組みをつくるんですか。

目標であるとか、仕組みの在り方であるとかというのはある程度タイムスケジュールも考えてやっていかなんだら、これ、成果を見ると、解決策の検討と書いてあったりとか、周知啓発って書いてあるんですよ。検討を続けるばかりで1,500万を使っておるようにしか私には取れないんですよ。

実際の高齢者の方に寄与できるような実行がどれぐらいできておるのかということに疑問を感じるので、この実績はこれじゃなくて、何人の高齢者がこれによって助けられたのかというのが、私、実績やと思うんですけども、その辺りの説明をもう一遍していただけないですか。

○内山福祉保健課長 御指摘の点の生活支援整備体制事業についてなんですけれども、おっしゃられたように、広域連合から私ども尾鷲市が受託しまして、それを社協さんに委託しているといった事業でございまして、そもそも地域生活支援事業については、各地域での課題であったり困り事、これをまずどういったことかといったことを地域支援コーディネーターが地域へお邪魔してまず課題を見つけると。特に尾鷲市におきましては、同様の地域、似通った地域でございまして、恐らくほとんどの地域において課題が同様なものであろうということでございます。

実際、コーディネーターが入って、地域において地域の方々が地域でどういったことができるのか、例えばボランティアとしてなっただけなのかといったようなことなどを地域の方々と御相談しながら、ボランティアの方々の育成とか、あるいはそういった地域で組織をつくるためにどういったことが必要なのかといったよ

うなことを話を今はさせていただいているというところでございまして、今御質問にあったような成果とか、その結果はどうなったのかというところについては、まだ今のところ実績としては出ておりません。

ただし、言えることは、地域の方々がこういった投げかけとか御相談をすることによって、自分たちでサロンをつくりたいと。つくるにはどうしたらいいかといったような御相談も受けて、今までなかったような意識づけがされてきているということは確かにあると思っていますので、こういったことについては少しずつ進めていく必要もあると思いますし、地区におきましては、集落支援員の方がこの事業を活用してといたしますか、この事業に乗って買物支援であったりとか、ごみの収集の件で実績を上げられて、今後、NPO法人をどうも立ち上げるような話も聞いておりますけれども、同じような地域なので同一問題のようなことが課題としてあるんでしょうけど、進め方については各地域、特性があったり、個性もあったりするかと思いますので、同じやり方では難しいと思いますけれども、先進的な事例としては参考になるのではないかと思います。

ただし、問題は、支援員といたしますか、サポーターの人が1人で頑張っていたとしてもそういう組織はできるはずがないものですから、当然、地域の方の御理解と御協力が必要であるということで、私ども、今の現在の取組としては、地域でどういったことができていっていいのかということのを投げかけることによって、先ほど申したように、自分たちでサロンをやりたいけれどもどうしようというような問いかけに変わってきているというところで、御質問の実績については、まだお示しすることは今のところできないと、こういった状況でございます。

○濱中委員 恐らくそういうお答えなんやろうなどは思っておるんですけども、ただ、本当に役所のやり方として、これだけの時間しかないのと言われるのか、30年から始まっておるのと思うのか、その差があるかも分らんですけど、これは今まで要支援、要介護で介護事業の中で支えておった方たちもこっち側に移行してやるということは、要支援の方たちなんかはその人たちのケアプランを立てておった人たちがいまだに関わってくれておるところがあるんですよ。

なので、その辺りでいろんな話を聞くと、地域で生活をするために何が必要かというのはアンケートで何遍も散々と答えてきておると。それを解決するための仕組みをつくっておるはずなんやけれども、その辺りがどういうことをすればええのかって聞かれるけれども、答えてもそれが実現してこないという、そこら辺のジレンマがあるわけです。

地域の支援事業に関しましては、市町の裁量でできる部分というのが認められておるわけですね。紀北町のほうでは、買物支援が介護事業所の人たちによってできる仕組みができておるらしいんです。だけど、尾鷲市には介護の支援のいわゆるそうしてくださいよというものがないので、買物支援ができないままになっています。事業所を通じた話になると、保険の事業の中でね。

だから、どうやってすれば高齢者が自分のところで1年でも2年でも長く生活ができるのかという中に一番の問題、私が聞いた中では、お弁当を運んでもらうよりも食材を運んでもらう、買物を代わりにしてもらうことで、自分のおうちの中では生活できるんやと。そういう人たちはたくさんおられます。それで、移動することだけ助けてもらえれば自宅で過ごせるんですという方はたくさんおられます。

だけど、それを乗り越えるために、それが生活支援事業でできるためのものがどこが責任を持ってその指令を出すのかという責任の所在が、私らもどこへお願いするものなのか、ぴんとこんところがあるので、いつまでもという言い方はすごい語弊があるか分らんけど、検討検討しよらんと、ある程度モデル地区がやっておるんやったら、今日もさっき市民サービス課で聞かせてもらったけど、総合事業とリンクできておるところまで行っていないんですということやったもんで、その辺りもきちんとリンクさせて、始まっておるところのまずやってみるという、そういったやり方。

それで、ここの地区にはそれはそぐわん、これが合うというやつがやってみて分かる部分もできると思うんやけど、これも2年目になって検討していますとか、課題を抽出していますというのはスピード感がないなという感じがするので、ぜひまた次のときには一歩進みましたの報告が聞きたいと思いますので、お願いします。

○南委員長 答弁はよろしい。

○濱中委員 できればお願いしたいと思います。

○内山福祉保健課長 私どももそういったところでなかなか前に進めていないところはございますので、実際受託されておる社協ともここは発注側の私どもともう少し協議を重ねる中で、どう切り込んでいけばもう少し前進するのかといったところももう少し具体的に進められればと、このように考えています。

○濱中委員 ちなみに、この783万1,000円の内訳というのは、これは人件費ですか、生活コーディネーターさんの。実際の事業に対してのものはどのぐらい入っておるのか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 コーディネーターが2名いらっしゃるんですけれ

ども、人件費が結構大部分を占めている形にはなりません。

○小川委員 実績報告書の36ページなんですけれども、27年から始まった生活困窮者自立支援制度なんですけど、相談件数が、これを見ますと、実相談数は1.7倍に増加して、支援計画書も3倍に増加したとなっておりますけれども、その下には、しかし、支援計画書策定前に終了を迎えるケースが7割を迎えるというの、これ、どういうことなんですか。7割の方は心が折れてしまって諦めるということなんですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 途中でなかなかお話がコーディネーターのほうとうまくいかないという部分がありますので、そういう形で終了してしまうということがあります。

○小川委員 社会福祉法が3年前か何かに改正されましたよね。それで、今回また新たに重層的支援事業というのを出してきて、生活困窮者だけじゃなしに、相談に来るにはいろいろな要因があって、家に障害者がいるとか、8050問題の話とか、それで来て、それを生活困窮者だけで最後まで完結することというのはできないですよ、事業が違うので。そういうことでいろんな相談をしている間に心が折れてしまうので、これは7割ということになっているんじゃないですか、どうなんでしょうか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 小川委員さんおっしゃられるように、この事業で受け切れない部分も、ほかの事業やないものでこの事業の中で相談として受けて解決に至らなかったというか、実際にそういうこともございます。

○小川委員 あんまり言うと12月の一般質問がばれてしまいますので、これぐらいにしておきますけど、生活困窮者自立支援制度で頑張っているから、決算書の187ページですか、生活保護費の扶助費、少し減っていますよね。これの成果はやっぱりこっちのほうに出ているということなんですか、どうなんですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 全くそのとおりでございますして、セーフティネットが強化、この事業をされることによっていろいろな貸付ですとか、ローンの支払いの債権の放棄ですとか、そのような形で、あと、それから国保料金の滞納ですとか、そういうのを一つずつ解決することによって生活保護に至らないレベルで生活を再建できるというケースは、この事業で大変助かっているところでございます。

○小川委員 それと、生活保護から就労支援なんかで引き上げるというケースは、1件か2件でもあるんですか。もしあれば。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　それは主要施策の40ページで、被保護者の就労支援事業としまして、保護世帯に対して就労なり、そういう自立を促す事業として行っているんですけども、なかなか就労まで至るケースというのは昨年度はございませんでした。

ただ、かなり障害をお持ちの対象者の方が多いものですから、なかなか生活のリズムを整えてそれから就労につなぐというところまでは、やっているんですけども、なかなか一般就労にはつながっていないというのが現状でございます。

○仲委員　ちょうどえ質問していただいたので、関連で。

36ページの主要施策の中で、件数は相当増えておるという中で、支援計画も自立相当の支援計画とか住宅確保、いろいろ支援計画が策定されておるんですけど、支援計画が策定された後の、先ほどの担当者の関わりはどういうふうにされていますか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　特に再度問題が出てきて支援計画を策定するというケースもございますので、そういう部分ではいつでも、一旦支援計画は終了、問題解決しますけれども、その後もまた何か困り事があったら御相談くださいということで、フォローアップまでは積極的にはしていないんですけども、そういうケースで相談する窓口は開けております。

○仲委員　先ほどの担当者は、多分、生活支援の相談を受けるということは、社会福祉士の資格を取っている方というふうには私は思うんですけど、その確認と、もう一点、生活困窮者の自立支援関係で相談を受けて、やはり担当者自身が例えばケースに移行していく。当然今を救ってやらなければ自立できないという方もみえると思うんですわ。そういうときの福祉の生活保護、ケースワーカーとの接点、つながりはどういうふうになっていますか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長　まず、1点目の社会福祉協議会の資格の関係なんですけれども、社会福祉士の資格は所有していないと思いますけれども、ただ、職員自体は長年社協の職員として相当勤められておりますので、かなり社会福祉士と同等の知識はあると思いますので、適任だと思います。

それから、2点目の福祉事務所とのつながりなんですけれども、毎月1回、月末にケース検討会議ということで、社協の職員と生活保護のワーカー、そして私と4名で、その月の相談がどういうケースがあったかということで意見交換会をさせていただいております。

○仲委員　やはりある程度の案件について毎月やっているという中で、そこで市

のケースワーカーが多分気づくところもあると思うんですわ。そこら辺のチェック体制をやはり充実していかんといと、この事業はなかなか前向きな進み方が期待できんじゃないかという思いもありますので、そこらを十分充実させていただきたいと、要望だけしておきます。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 関連して。

監査委員なので、どっちかというと、うちは行政監査をやっていなくて会計監査が主なもので、濱中委員の質問もそうなんですけど、今お二方の質疑を聞いておって感じたことは、国とかがそういったメニューが出てきたので、プロセスの部分は説明で分かるんですけど、本市としてどこへたどり着く、到達点はどこなのかというのが、2年目とかが多い中で見えていないというのが現状ではないかなと、今のやり取りの中で気がつきましたので、せっかくこういったことをやりたいと言ったときに、市単ではやれないけど、メニューが出てきたからやろうというので始まったら、やっぱり本市が目指しておったところはどこなのかというところを行政側がしっかりしないといと、こういった指摘が多くなるのではないかと気がついたんですけど、その辺はどうなんですか。

○内山福祉保健課長 究極のところ、地域にお住まいの方々がいつまでも元気で地域で住み続けたいと思うようなことで、地域で介護を受けることもなく元気で生活していけてというところなんですけれども、特にこの地域はそういった地域が多く、特に高齢化率も高く、そこへの対応策については一番重要視される場所なんですけれども、なかなか解決に苦しい問題であって、今後、その辺についてはより一層進めていきたいと、このように考えています。

○三鬼（和）委員 そういったことを踏まえて、国とかそういったようなのが全国的なメニューが出てきたから、それに照らし合わせて事業というんじゃないしに、その辺、地域事情も分かってきたのであれば、市の施策も含めて、もっと行政側がやっぱり到達点をきちっとすべきだと思うので、その辺、力を入れてほしいなと思うんですけど、お願いします。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 全般的なところなんですけど、福祉関係については予算費目とか結構メニューが多いので大変なんでしょうけど、先ほど課長の説明で、見込みを下回ったということで不用額が出ているということで、数字的にはばらつきがあるんです

けど、見込みの設定というのは前年度前のことも入れてやっているのか、それとも人口減も統計的に見てこのぐらいだろうとかという想定した上での考え方で見込みを下回っているというのか、その辺、基本的な考え方を教えていただけますか。

○内山福祉保健課長　見込みというか、数字の押さえ方につきましては、昨年度実績を踏まえた形で当然予算計上しているわけでございます。

それに何だかの加味する点はないかといったようなことでもございまして、もし年度途中で減少増大があったら補正で対応しているところもあるんですけども、ただし、ほとんどの事業メニューが国県補助金を伴うものでございまして、下手に12月で見込みどおり額を押さえてしまうと実績として不足するという生じると、それが一番危ないところでございますので、極力多めというか、安全な面を持ってやるということでもございますので、結果として余ってしまったということなので、表現としては見込みを下回ったといいますけれども、実のところはそこまでも下回ったわけではなくて、予算計上の形が安全な面を見たとき、国県補助金の関係でと、そういった意味合いもございまして。

○楠委員　分かりましたと言うよりは、見込みという発言でなくて、今の説明のほうがあくまでも補助金の対応の中でというほうが、見込みと言っちゃうと勝手に数字を決めたのかという話になるので、もう少し説明を変えたほうがいいかなというふうに思います。

以上です。

○奥田委員　1点だけ。

決算書174、175のところで、補助金で、ごみ出し支援事業補助金2,800円ですか、金額が小さ過ぎて目立つものですからお聞きするんですけど、中身を確認させてもらえませんか。何でしたっけな。

○内山福祉保健課長　ごみ出し支援事業補助金につきましては三木里地区会の方がこの事業をやってもらっていて、1回100円で、対象者がいれば掛ける人数、今回の場合は、100円掛ける2人掛ける14回という決算で終わったんですけども、もともとパッカー車が入りづらいところだったのでこういった補助金を出して地区会がやってくれていたんですけども、パッカー車が通ることが可能となったといったことで今回少なくなった、決算としては現れなかったということでもございます。

○奥田委員　これは田中勲議員がいたときによく言われておって、それで執行部のほうもこれをつけてくれた予算だと思うんですけど、だから、何年になるんやろ

う、何年かになりますよね。確かにパッカー車が旧三木里小学校のところまで、寺で迂回してUターンして入れるように、去年の5月の末ぐらいから入れるようになったもので、今はこれは利用されていないのかな。どうなんですか。じゃ、5月下旬までの分ということなんですかね。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　そうです。パッカー車が通れるようになりました5月までの2か月分という形になりますね。今現在、この事業を使って支援する方は、今のところいらっしゃらないということになります。

○奥田委員　　これ、令和元年度で終わりかな。2年度は、予算もあったのか、上げています、どうなんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　予算は上げておるんですけども、ただ、今後、支援の方が出てくればそれで対応したいというふうには考えております。

○奥田委員　　支援の方がおられればということなんだけれども、ただ、数年前と違って、三木里町は地域おこし協力隊もおるし、去年から集落支援員もおるじゃないですか。だから、その辺で地域で考えてもらうというような方法というのは、どうなんやろう、その辺は考えてないですか、執行部のほうでは。

○内山福祉保健課長　　当時の対応としては、こういった形で地区会の方をお願いしてということで、そういった予算、決算をこれまで迎えてきたんでしょけど、今後は、今おっしゃられたように、集落支援員の方もいますし、これ以外の対応もあるかと思しますので、極力、地域の組織の活動といいますか、活動の中でこういった対応については優先的にやっていただければと、このように考えています。

○奥田委員　　だから、僕は三木里を悪くしたいというわけじゃないですよ。やっぱり当時の状況と今の実情が違っておるじゃないですか。パッカー車で入れるようになった、それで、地域おこし協力隊やら集落支援員までおるといふね。今、三木里町は恵まれた状況やもので、以前に比べたらね。だから、こういう予算を削れた分、ほかのほうに使えるわけじゃないですか。そういうことも含めて僕は言うてるのやけれども、だもので、その辺のところも総合的に考えてやられたらと思うものですから。

　　以上です。

○南委員長　　他にございませんか。

○野田委員　　157ページの、認識不足というか、知識不足か、プレミアム付商品券事業システム改修業務委託料という部分と、次ページのプレミアム商品事業業務委託料、そして、161ページに商品事業負担金ってあって、69万2,775

円が不用額ということで商品の換金が下回ったとなっているんですけれども、これ、一連の事業というのはどのような形なんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　これは2月か3月で委員会に御説明させていただいたんですけれども、これは消費税対策の一環として、国が全国的に実施した事業でございますね。

内容としましては、非課税世帯であるとか子育て世帯に商品券を買っていただいて、消費の喚起、下支えというのを目的にしまして実施したものでございます。

○野田委員　その業務を委託したんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　まず、システム改修費は、住民システムを使いますので、その改修費ということでございます。

業務の委託というのは、一部、商工会議所に商店の募集であったり、商品券の印刷等々、事務的な部分を委託したものでございまして、販売ですとか換金につきましては、市のほうで実施しました。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、福祉保健課の審査を終わります。

これで本日の委員会を終わります。御苦労さまでございました。

最後にちょっと三鬼和昭委員。

○三鬼(和)委員　先ほど楠委員からも不用額のことにあつたんですけど、財務課のときにできるだけ発言しないようにと思うたんですけど、財務課のときにやって、今回でも実質収支額が1億9,317万円あるんですけど、多分、交付金で、今は当年度だと思うんですけど、引かれていくものがあると思うので、不用額の中でこれが分かれば、参考資料として最終日までに頂けたらと思うんです。今の各医療費であるとか、支援事業であるとか、各手当なんかも国に戻さなくちゃいけないものだと思いますもので、ほかの課も含めて、お願いします。

○南委員長　分かりました。財政課とも一回相談してみます。

じゃ、終わります。ありがとうございます。

(午後 3時19分 閉会)